

KE4P-63

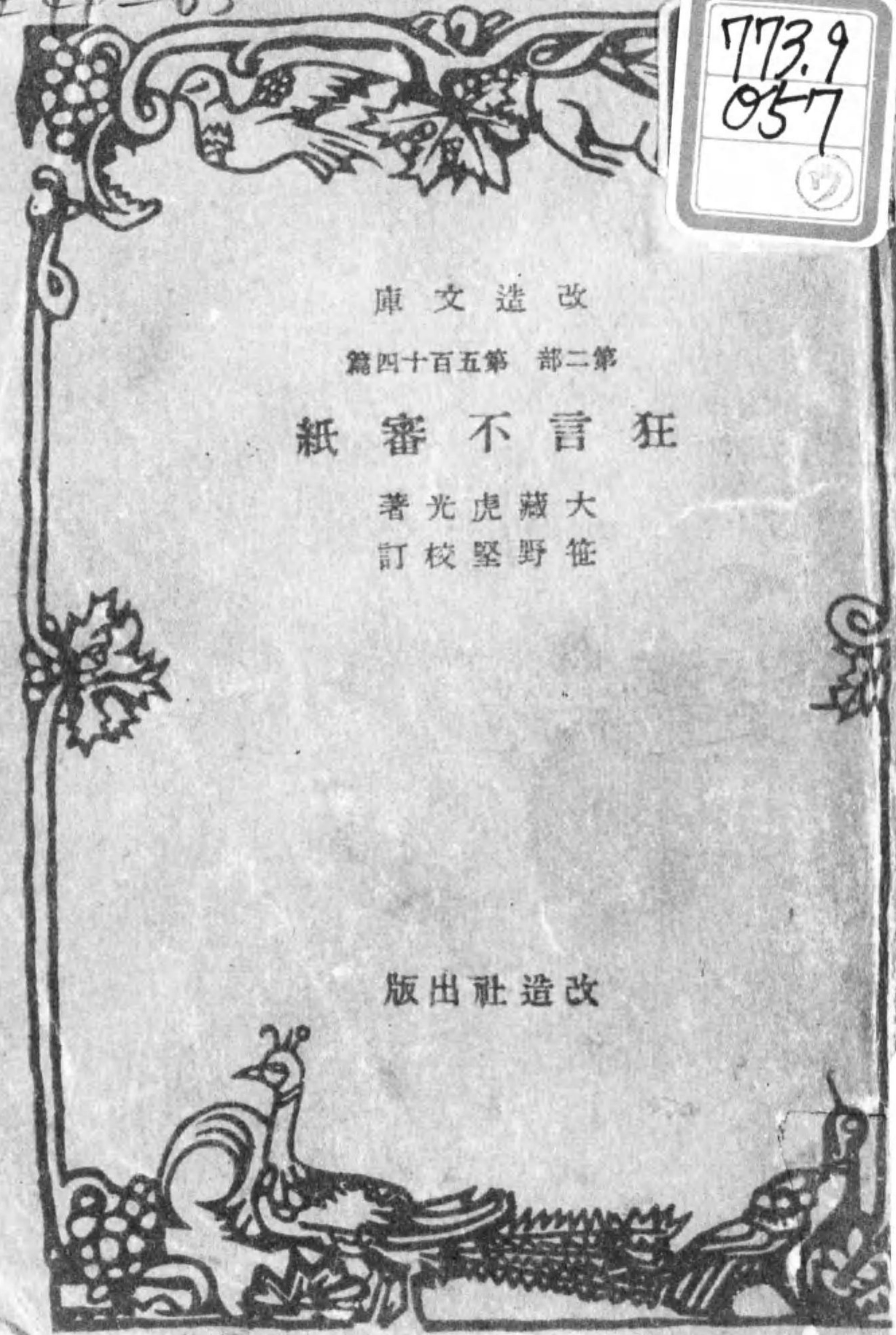
773.9
057

庫文造改
篇四十五第 部二第

紙審不言狂

著光虎藏大
訂校堅野笹

版出社造改



始



工 41-63
592

773.9
0.57

庫文造改

篇四十五第 部二第

紙 審 不 言 狂

著 光 虎 藏 大
訂 校 堅 野 笹



版出社造改



目次

918

例言

..... 四

解

..... 五

狂言不審紙

春..... 七

狂言不審紙

夏..... 七五

狂言不審紙

穰..... 一四五

狂言不審紙

冬..... 二二九

曲目索引

..... 二八五

例言

- 一、本書は、能狂言の門閥たる大藏八右衛門虎光が、狂言百六十七番の難句に就いて考説し、作者、演奏の時期等を書留めたもので、狂言の解讀に參考すべきものとして復刊した。
- 一、底本は、大藏虎光の自筆本により、これを忠實にうつすにつとめ文字も假名遣もそのままにして改めなかつたが、頭書及びはり紙に記してあるものは、(頭書)(はり紙)と註して本文中にこれを加へ、また新たに句讀點を施した。
- 一、本書と、この著者とに就いて解説を掲げ、なほ曲目による檢出の便をはかつて曲目索引を附した。

昭和十七年七月八日

笹野 堅

解説

狂言不審紙は、美濃紙を用ひ、鼠色千本格子の表紙をつけた、縦九寸横六寸五分五厘の袋綴四冊である。表紙の左上の隅に題簽を貼り、「狂言不審紙」と題し、その下に「春」「夏」「鼈」「冬」と記して巻別してゐる。各冊巻頭に篆文で「譽田藏」とある隋圓形の朱印がある。

「春」の巻初に、文政六年初秋の序があり、感望に篆文で「國樂長」とある長方朱印を、落款に篆文で「免傳」とある方朱印を捺してゐる。また「冬」の巻末に、文政十年三月の跋があり、感望に篆文で「入徳門」とある長方朱印を捺し、落款に「光」と讀まれる花押を書いてゐる。

この序跋によつて、この書の成立を知ることが出来るが、狂言のうちの難句に就いて、多く傳説、典據等を援引して考説を掲げ、作者、演奏上のこと及び上演の時期等を記したものである。「春」の巻には、狂言の口傳、狂言によく遣はれる詞や道具等を説明し、それからは狂言一番づつを註解して、二十四番、「夏」の巻には四十七番、「鼈」の巻には五十九番、「冬」の巻には三十七番のものが見られる。ところどころ考説を記した頭書やはり紙があるが、また未勘の闕文もある。

この著者、大藏八右衛門虎光は、大藏流八右衛門派の七代目で、幼名を孝之助といひ、寛政七

年十二月二十九日大藏八右衛門虎長の養子となつた。そして文化四年十二月二十七日家督を相續し、同六年三月二十二日八右衛門を名乗り、法名を道歸と稱した。文政十二年十二月二十二日江戸深川伊勢崎町の地所を拜領してゐる。天保十三年七月二十八日五十九歳で病歿したと、その子虎雄は由緒書に記してゐるが、大藏家系圖には天保十三年七月十三日六十歳で歿したとある。

大藏八右衛門派は、寛永・正保頃、大藏彌右衛門虎清が嗣子虎明の異腹の弟八右衛門清虎を分家させたのに始まる。しかし八右衛門家では彌右衛門虎清を初代としてゐる。狂言不審紙の跋に

虎光が自ら「國樂長者狂言大夫八世」としてゐるのは、これによつた世代である。

八右衛門清虎は、法名を道壽といひ、父虎清から狂言、間の傳書等を分讓され、また五人扶養配當高二十石を與へられた。これより代々八右衛門を通稱とし本家と共に金春座の狂言方を勤めてゐたが、三代勝虎から金剛座附に轉じ、奈良に在住してゐたのを江戸に移居するやうになつた。この大藏流の門閥であつた八右衛門家も、八代虎雄の後を繼ぐべき者を失ひ、明治一新の轉換期を乗りきることが出来ず、近畿の弟子を本家に歸して斷絶したのである。

狂言不審紙は、かうした狂言師の著述として、永く斯道の實際に携つてゐた側からの特殊な見解によるものがあり、今日まで類書の絶無な唯一の註解として注目すべきものである。

狂言不審紙 春

狂言不審紙

夫狂言は、神代のむかし天のうすめの命のみ心より始りしとは舊事記の巻にも云。式正の事は聖德太子の古へより今なを家に秘して傳わりぬ。宇治拾遺に、堀川院の御時内侍所の御神樂の夜職專家綱に珍らしからぬことつかふまつれと仰事ありしに、行綱謀りて細脛を出して猿樂せしと源氏物語などにも見え、今様狂言は比叡の山北畠にありし玄惠法印のつくれる數多し。抑狂言とは、狂言と書て權は實とし實は權として權實も定かならず、有は無の初めなれば有無もさたかならず。是狂言綺語も讚佛乘の因縁とかや。唯倚たるも直成も思ふまに言の葉に述、その様をなして狂言の狂言たるはいと愛度ものなれば、かしこくもおほやけの御式にも其業をなすはおほけなき事云もさらなり。只古雅を守る事をむねとし、世俗のこと葉をまちへす不審の數の多きはかゝるんのおほいきみの詠給へる、むかしより思ふころはありそ海の濱の眞砂はかすもしられすと、歌の心はいかなるか、我此道も不審に思ふ心の數も知れねは、狂言不審紙と題してたらちね

の教へしことなど、そのひとつ二つをしるしおきぬ。

文政六のとし

癸未初秋

虎光



抑狂言の意味は、花傳書又は童草肝要集などに、とおつ祖のしめし置れし昔より流を汲るもろ人
不審の數を尋れと答へす。押て問に、大昔より傳りしわさの秘事口傳を守るふしんは去る事にな
ん、狂ふ詞と書を知らずやと答しと聞侍れば、唯いつ迄も不審のまゝに守り、おのれか愚智にま
よひ今様のことわざに競へからず、ふしんの儘に守ること肝要ならめ。さはあれその職として其
業の不審を拾置も本意ならず、我愚鈍に侍れば諸人にも聞亦は愚なる考も彼是となく記ぬ。唯狂
言は七事の調子こそ專に心得よと教られし。七事とは所謂、

大名下郎 山伏
神 貴 賤 僧 山 女鬼

その程位第一なり。其程位とは歌にも、

歳毎に春しりかほの梅櫻

木を割て見よ花の有かを

と斯詠せしも是等のことにや。昔よりの教にも、

拾遺 あふ坂の關の清水にかけ見へて

今やひくらん望月の駒 貫之

同 逢坂の關の岩かとふみならし

山立出るきもはらのこま 高遠

此二首の歌能々心得有へし。只狂言の狂言こそ面白からんも、執行の功にあるへし。

眞如とは心もなくてさすかまた

水の中にもきへぬ灯

心その業にみちて、狂言の能になり狂言の歌舞妓共なる我慢の心をすて、生しまゝこそ業の愛度なるへけれ。

しら露のおのか姿をそのまゝに

紅葉におけはくれなひの玉

師は針の如く弟子は糸のことし。子の悪鋪姿はおのれをかへり見よ。ふるき歌にも、

我身をは我程たれか思ふへき

我に安して我に教よ

一犬形ニ吠レバ萬犬聲ニ吠ル一犬虚ヲ傳レバ萬犬實ヲ傳フ

實を教實を習ふこそ專要なれ。つれ／＼草九十二段に云、弓射事を習ふに諸矢手挾て的に向ふ、師の云、初心の人ふたつの矢を持事なかれ、後の矢を頼て初の矢に等閑の心あり。毎度たゞ得矢なく此矢一箭に定へしと思へと言。わつかに二の矢師の前にて一つを愚にせんと思はんや、懈怠の心自知すと云共師是をしる。此いましめ萬事に渡るへし。道を學する人夕には朝あらん事を思

ひ、朝には夕へあらん事を思ひて重て念頃に修せんことを期せり。下略 似たるは拙なし似ざるも拙なし、唯藝は眼也。眼は腹に有、腰に有、心は躰下にあり。扇子に生死有、五行有、心得へし。業に仕舞つく詞有、言葉つく仕舞有、拍子つくあり。歌にも、

狂言に拍子繁くて澁つらは

みなたはものゝ業と知るへし

聲にきれこゑもろ亂聲等有。宮商角微羽備りし社いとめてたけれ。歌に、

我聲の出はつかひていろを出せ

出すは聲に遣われやせん

と聞時は、遣ふ共つかはるゝ共生れ性也。くゆるにたらん。一節二聲といふ業に氣の掛る社專一なれとは云へ、氣の懸るとは、

(はり紙) 扇に生死五行、仕舞つく詞已下、され聲もろ亂聲有並宮商角微羽。○強つめしは難し、堅き歌碎過ても以下古人の教よりはよし。

おのつから移れはうつるうつすとも

月も思わす水も思わす

また宗祇の連歌にも、おのつから成ことわりを見よと云句に、

うつすとも水は思わぬ月すみて

是等の心を思ふへし。左は云へ、氣の懸ることは折により日に寄る事もあらん、その至るに及ては、時も日も論る事なき社妙と云へけれ。今の世名人など思ひもよらす、上手と呼るゝ人さえ稀なるへし。諸人に下手と呼れんさへ、六とせ七歳の執行にては夫さえも及なし。

下手こそは上手のかさり成ければ

いかに悪敷とそしるへからす

功薄くしてわか心に工風することましくあさましに、其藝の至るには人によらす藝にかしつきて其程を習得よ。人の業の拙きとて嘲へからす。夫々の業の程を教にも随わて、肩いからせて叫も亦哀れならずや。つれづれにも花は盛に月は隈なきをのみ見るものかわと、

世の中を思ひつゝけて見る時は

散こそ花の盛なりけれ 家隆卿

中／＼に時々雲のかゝるこそ

月をもてなす氣色なりけれ 西行

此歌のことく、譬壹番の狂言始より終る迄張つめしは難し。碎けては和成張和はその程あり。去は古人の教にも上を見る業は下に心あり、下を見る業は上に心有。右之業は左に有、その業の深甚は執行にあり、執行は常に有、寝るも起るも心あれば則執行也。

垣かへも人の目口と思ひつゝ

常に稽古をはれとたしなめ

あしたに夕へに油断の心あれば、人不鍛錬と呼未熟とも呼るゝ事豈はつかしからさらんや。

數萬騎のその兵のうちにても

心の油断敵と社しれ

師と呼れ弟子と呼るゝ共唯水破の隔ならずや。師と云共悪敷事は諫よ、若用ひすは猶諫よ、弟子は子のことく憐むへし。師弟睦ましきはいと目出たし。天神の法訓に、

前後略ス。

玉、依、琢、増、光	人、依、學、増、知	紅、隨、染、添、色
文、隨、習、悟、義	善、人、語、惡、人	其、性、自、邪、見
惡、人、伴、善、人	其、心、漸、隱、便	

唯何事によらす悪舖は捨よ。人は善惡の友によるといへ共其獨を慎の金言、

恥をしれ恥をしらねは辱をかく

はしより外に恥はなきもの

とは聞侍れと、つれ／＼草には手の悪敷とて物書ぬはあし／＼と云くたりを見て思ひ立ぬ。もとより文讀し事なければ筆の走りもかなしく、文者ならねはてにおはもおかし。思ふまに／＼書付て後代の一助ともならは幸甚ならむ。さあれはか實と定るにはあらず、猶知れる聖に尋てその實を定て加毫を待。

將軍綱吉君御代に、麻生之狂言御不審之由御尋有し御請奉申上様は、

麻生狂言御不審に付趣意之儀奉申上候様奉畏候然る處古來より其業は仕候得共趣意之儀は不奉存候。御威光を以乍恐御穿繫被下置候は、以後心得にも仕度此段奉願上候以上

將軍家齊君御代文化七年庚午春より。御奥え召れ、御平均等之度毎罷出中山播磨候杯より狂言之趣意御尋有、文政五年壬午春堀田攝津侯より三番三之儀御尋有。御請奉申上様は、

三番三之儀は一體家祕口傳御座候而乍恐

天下泰平奉祝詞候御儀に御座候而奉申上兼候得共三番三と申名目之儀傳書之中にて荒増奉申上候延喜帝之御時疫癘天下に滿萬民街に倒春日大明神托宣に依而式正三番神樂を奏三日にし

て萬民平癒す天下泰平之御祈には三日にて可然と則三番三と認候儀は

勅免に御座候惣而祕密口傳御座候得共三番三と認候名目之譯荒増奉申上候以上

惣而三番三之事は、口呪祕文神勸請天下泰平國土甚久祝詞等祕密口傳多と言共記難し。只清淨に潔齋して慎第一の事。

(はり紙) 天下泰平之御祈には三日にて可然と、則三番三と認候義は勅免に御座候。依大夫號シテと云。○桂帽子ビナン帽子 老勤は如何雜動の方。

大藏狂言に壹番の狂言の長する者を仕手と言、餘流にては重と云と聞。大永四年十一月三日補任大夫職の免許有是を狂言大夫と云。大藏流狂言は大夫號持居る故にシテと云。又大藏流狂言に古流新流之差別有と言共記難し。執心に依て尋問へし。壹番の狂言之相手するものを挨拶と云。挨拶答るの略言なり。

太郎冠者次郎冠者と言、先に仕ふを太郎と呼、次に仕うを次郎と呼は、唯甲乙の喩成へし。今官者と書は悪し、冠者成へし。

(はり紙) 大夫號有に依てシテと不聞。能にても狂言にても、其主たるものをシテと云なり。大夫は稱號なり。されは能をする者のみを大夫とは云かたし。シテ成べし。たとへば喜多七大夫大夫は大夫とは云がたし。觀世大夫金春金剛寶生等は急度大夫なるべし。

つれ／＼草後の九十段に、後鳥羽院の御時、信濃前司行長稽のほまれ有けるか。樂府の論義の番に召れて、七徳の舞を二つ忘れたりければ、五徳の冠者と異名をつけける。下略詮に云、七徳とは禁暴戢兵保大定功安民和衆豊財此七つなり。冠者とは元服せし人を言と。

光源氏夕霧なそをも、元服の後はくわざの君といへるかことし。上中下俗體を定たる程の若き人を言名なるへし。曲禮にも、二十を曰弱冠。と本朝には廿にて冠するにかきらす共弱と云とあれば、若き人冠者と言理はたかうへからず。

女の事をおごふと云。

なるべしに云、此書は徂來先生の隨筆也。御とは女の稱なり。狂言に鬼の娘を呼ておごうと云。今も奥州にていふ也とあり。流義にては鬼の娘に限らず、女の事はおごふと云。

うつくしやへに／＼もにた梅の花

あこか顔にもつけたくそある

此歌は菅家の幼き時詠給ふと。職人歌合に、あこようくだもてこよと書り。あことは乳母の事なりと。アコヲに似たる事なればしらす。

瓦礫雜考に云、今俗に母御嬢御と云。又少女をこもじなと言は、古へ閑院の御伊勢の御などの名こり也、本朝文粹菅家の詩の詮に、俗謂貴女爲御。蓋取夫人女御之義也といひ、榮花物語萬壽二年正月、枇杷とのに大饗有へしとて、女房のとり／＼けさうし三かく條にあるは、おほんのはいか／＼し給へる、まろかもの／＼思ふさまならぬなといへり。さるを后宮名目抄に、少納言入道信西かむすめ辨の局、上西門院の命婦のかたにおくりける。

人にいつ五つの文字のあとときへて

おもかけさへもかき曇りぬる

といふ歌を引て、女子を五文字と言とは是其證也とて、貞清美等の五文字を詮したるはうけかたしとあり。

むかし／＼物語に云、昔は常の女縫箔光る小袖を着る故、遊女昔は無地物縞の類を着たり。常の女と風俗替るへき爲なり。中略ス。

享保の頃迄も婦人は顔を粧ふに、頬紅とて紅粉と白粉を頬に塗事有しを、元文のはしめ頃より貴賤共に頬紅をやめて、白粉ばかりぬり或はぬらぬも有、遊女の粧ひを學びたる也とそ。壺ツボの石文イシブミ介婦訓カイフクンと言段に、當世生地キダを悦ユキひて化粧を嫌ふいはしたなき事也。生地を見せて悦ユキひ傾城カウシの事也とみへたり。

狂言の女、頬紅とて白粉を塗り紅粉をぬりし。今はぬらす。矢張古風の仕方也。前に言おごふと言事、薩州にては女をおごと云。にほふ宮の巻に云、いつゝのなにかしと女の事を書れたり。五障ゴショウ也さはりといはすして、なにがし書る餘情類なし。女人ニハ身猶有ニハ五障。一者不レ得ル作ル梵天フツテン。二者帝釋テイツツク。三者魔王マウキョウ。四者轉輪王テウリンキョウ。五者佛身ブツシン。

狂言の女の頭を巻布を、桂帽子と言、ひなん帽子とも言。

小笠原大膳大夫長時、同右近太夫貞慶と有書に、桂女出立の時に、うかけの白衣なるへし。髪はわらはに下結ひして平鬘をかけ、長さ壹丈貳尺の白布を二つに折、たての眞中を額にあて、まゆ毛の所をかねと定、後口へ廻しぼんのくぼにて取違、額にて壹つ結ひ左右の耳のきわにて、下より上へ五寸斗引出し、餘りを後口へ取、筭に壹つ宛卷付、端を下る也。是を



左右え出したるをみすと云。尤けわいまゆ作りあり。



筭は長さ九寸又は一尺二寸。木は南天柳を用る。筭へ卷付白糸にて絨へし。

ひなん包と言也。又後の取違る所、左を上へなし廻し前にてゆふべし。前後繪圖を考へし。包布をひなんと言、是長かもしを表す。又言、ピナン、美難帽子と云。難ナンを美と云義也。

花の帽子。

瓦礫雜考に云、今の世俗服に用る淺黄と言色は、淺青にして黄色ならず、是も元は淺葱なりとかや。古來物を名付る事は、皆質實にして檜皮色ヒノカダシロトビロ木絨色トビロキモウシロモヘギなとかろく名付たり。淺葱元は萌葱の淺きより言習わせり。花色と言も桃紅李白の花の色ならず、是に似し花の色は漸鴨跖アシノ花のみ。何ぞ微々たる露草の色を以て花色と名付んや。是正敷マシ縹色ヒナギクの轉ぜし也。淺

黄のほうしを花の帽子と云は、うす縹色なれば是もはなだのほうしの轉せし成べし。

大名狂言に、風呂を焚とふきんと云。

按に、年寄て今云普代爺などいふ成へし。然は何役と云事もなく難動なるか、又年寄て奉公する故老勤なる歟。なほ尋べし。

狂言に、のふくしと申と云。

サシスセソ、之々是々、これくの義なるべし。

聲事狂言の盃するせつ、いばらをさかもきにしたと云。

薙は角有もの也。夫を逆扱すれば、とげしゆくとして痛むの心なり。然ば強き酒を吞て、腹へシクくとせし事なるべし。

あいくあふと云。

大江傳記に云、勝軍の法は、大將采配を取て床几に腰を掛、太刀の役後口へ候じ、團扇の役

左りの方、鳴張の役右の右方、但白膠木の弓、眞鳥の矢。太鼓の役旅大將の側に候し、南天手水太布の

手拭酌二人、割紙の髻髪を結、四度入土箸四度つゝ加へ太鼓の役撥を取三度打、大將榮くくと三度唱へ、諸軍勢同音に王と云。

目出度事は、三人相應と言と云。

父母子をさして三人相應と云。一二合して三字をなす。三萬物を生る。惣て三は目出度數也。日月星天地人を初め、悉目出度數也。

五百八十年七まわり迄ト云。

五百八十を七廻りにては、四千六十となる。★印。

(はり紙) 三人相應、五百八十年。不算合命のをたとへよし。七廻りは、只數を重たるなるへし。

笠懸之始、養和元年愛甲三郎季隆臥物を射損したる事有。是を稽古の爲とて着たる竹笠をぬぎ濱の表に掛置て射之。其後狩場の歸るさには着たる笠を掛て射る人多かりし。元曆の頃專

世に取はやし流行仕たる。依て下河邊小笠原等是を笠懸と名付、射法を定騎射之稽古と仕たり。其後射場の間敷を遠射と名付、依而初の笠懸は小笠懸と云。

射法提要集に、笠懸は右大將頼朝上野國新田庄にて興行有。然に此藝捨る事百餘年如絶。然に鹿蘭院義滿將軍、小笠原六郎長高命舊記を集撰、古法損益新式法を定。依而長高を中古元祖とす。小笠懸は壽永三年五月十九日始る。遠笠懸は建久四年二月十二日始る。

牛馬の詞に言に依て記之。

供の者をば、とふざむらゐへ通してもてなせと聲事に云。

なるべしに云、遠侍と云は、古の次の遺制也。常に衣冠したる代には、かゝるものなくてはと思わる。

狂言上下の事。

瓦礫雜考に云、肩衣は萬葉集山上憶良か歌に。結經方衣コフカキヌ木綿肩衣也コフコ。同書竹取翁か歌に、布可多衣フカタキ

と云事有、こは賤者の服にてたけ短くて、肩にはかり着る物と見へたり。安齊隨筆に、古今著聞集を引て云、下臈の著る手なしと云布着物を着て、鎌を腰にさして編笠をなん着たりけ

る。此手なしといえる物肩衣なるへし。中略今世武家に用る肩衣も本はひだなし、近世に至りてひだをとりたる也。節信按に、俗説贅辨にも一書を引て云、肩衣袴皆無二裝積一有二裝積一始二于近代。觀二信長公畫像一無二裝積一云々。裝積なき袴もあるにや。

肩衣もとは賤者の服にて禮服にもあらず、今にては押出して武家の禮服となりと有。萬葉のかた衣を著聞の手なしといへる説面白し。昔は肩きぬばかり着て袴をつけさる事有。又袴を先に着て其上に肩衣を着たる事あり。但し上下同色同小紋に一具したるを着る事なきにや。上下は直垂より起り、肩衣は袴を具せざるが本なれば、各その初め異なり。

然は狂言に袴を先に着、肩衣を後に着る事古風なり。同書に編綴の事見へたり。因に云、十徳は直撥撥或は綴とも書也の異製にて、其名をとなへあまりし

儘に頓て十徳と云名さへ出來し也。斯あやまりし事もや、古く見へて、下學集に直撥と十徳とを別に出せり。産業袋と言物に、十徳は直綴のとなへぞこなひ、去は十徳の如くして袖長く四裾を五寸斗りつゝほころばせたるを編綴と言。是にて知るへしと云共、直綴は長袖裳付の事なり。然は十徳の仕立様の物を直綴と云べきいわれなしといへるは、返て非也。そは省略せるに依て名の替りたる事に心のつかさる也と云。

なるべしに云、能に神の形をよそほへるに、唐冠着せたるは我國の昔を傳へたる様也。宋社の神のかふむりたる物も、昔かゝる服のあるなるへし。厩戸皇子の定め給へる十二冠はかゝる物なる也。

珠數。念珠とも。

漢章帝の時、胡僧念珠を作る。一年十二月二十四氣七十二候の儀にかたとり其數一百八あり。

身印。

一宵話二編に云、日本紀に云、武内三百七歳也。中略

上代は上下共かく年目出度かりしに、今のかゝしきはいかに。瓊々岐尊、火々出見尊、葺不合尊、此三御代合て一百七十九萬二千四百七十餘歳也。火々出見尊五百八十歳也。是人壽定るはしめと云。

麻生

前に云、此狂言 御不審に付御尋有し故、狂言の甲乙を論せず最初に記す。

俳優考に云、家宣將軍御寵愛之御儒者新井筑後守白石先生書。室町殿の比ほひに、狂言といひしものは、其様は古へ

より有し狂言をなせしにはあらず、其時に臨みて珍らかにおかしき事を作り出せし也。髪ゆふ事を嫌ひし狂言は、その頃鎌倉殿の御事にて人の譽る事を悦ひて、物人々にくるゝ狂言は、其比の公方の御事也。詞をさかしまにしていふことは、其比東國の俗にて有しを、そのならはしの都に移りて、よき人ももて興じ給ひし也。其比には斯其君を正し參らすへき事を、狂言に取なして諫め參らせし也。末の世には有難事也と、某か師にて候ひし者は申しき。按に、髪結ふを嫌ひしとは、矢張此麻生の狂言の事成へし。

詞に、

信濃國の住人麻生の何某と云。

信濃の國に麻生と云所なし。越前の國に麻生津と云所あり。常陸の國に麻生と云有。江戸より卅六里とあり。

つれ／＼草後の八段に、梅尾の上入道を過給ひけるに、河にて馬洗ふおのこアシ／＼と言ければ、上人立留り、あな尊や宿執開發の人かな、阿字々と唱るそや、いか成人の御馬ぞ、餘りに尊く覺ゆるはと尋給ひければ、府生殿の御馬に候と答けり。こは目出度事哉阿字本不

生にこそあれ、嬉敷結縁をもしつる哉とて、感涙をのこわれけるとそ。

府生とは、近衛、衛門、兵衛等に有官也と云。

壬生忠峰古今序に、右衛門府生とあり。泉大將の隨身なり。

麻生、府生、若は文字のあやまりにてはなきか、猶尋べし。

(はり紙) 麻生殿、つれく草以下無用。

藤六下六と呼は、矢張太郎冠者次郎冠者と呼類なるへし。

平家物語に云、北條時政六代御前を具して、建久四年十二月十七日曉に雲井を餘所に願て、けふを限りの東路也、下略 一業所感の御身なれば、誰申共よも叶わせ給ひ候はしと申されければ、若君兎角の返事にも及び給わす、齋藤五齋藤六を召て宣ひける。

藤六下六も、此齋藤五齋藤六などの類なるか。

(はり紙) 藤六下六の説如何。

膠^{キヤウ}鯉^リ煎。狂言造り物にては、檜木口にて金壹寸五分丸く長さ壹尺五寸也。


鯉の鱗を煎て水飴などのよふに木に巻て用ると云。

徒然草文段抄四百十八段に云、鯉のあつ物食たる日は、鬢そよけすとなん。膠にも作る物なれば、ねはりたる物にこそ。此段には鯉の機能を云。次に故實を書。此國の昔の風俗をかけり。鯉のあつ物喰たる日は、鬢そよけず。此事本草には見へず。昔は日本の醫書餘多有ければ、其中などに記せるか。壽抄再野に魚を膠に作る、鰓^{マユ}と言。瑣醉錄に、鯉魚膠を墨に摺て身にさせば、青黒にして愛へしとあり。今は油にて髪を結ふによりて、何か異といへとも能昔を尋べし。

五體附。

按に、髪的事か。惣て頭は五體の一なれば、その頭に有髪の毛に附る故に五體附と言歟。

今世俗の諺に、油を澤山附たるを五體附といふか。然は五體附は矢張油の事成か、猶尋べし。

合鹽と云て、紙を  如斯切て油を附、髪の根元の月代へ附る也。

あわいへ鹽よく紙を入れるの義か、鹽よくは程よくの義成へし。

鹽ははやよき程なれや鍋か嶋

抄子のうちへ入て見つれば

細川幽齋

烏帽子髪を結ふと云。

烏帽子下と云て髪のはけを紙にて包。たとへば人に物を贈るに、鬘斗を附るの類なり。前に云、合鹽も此類と云。此狂言にては髪を千鳥かけに結び、是は冠折るばしを持って來る事なと御不審有し事也。下ト云。

人王三十七代孝德帝、百官位階を改、冠服を定、君臣の禮法を糺。或は畿内の郡里田園の法數、農事稼穡飲食の分際、諸國の關宿、長柄宇治勢田等の橋を造らしめ、絹布定規の寸尺、元旦朝賀。年號は大化に始り、長門國より瑞鳥白雉を奉しかは白雉と改給ふ。

つれ／＼草六十五段に云、此ころの冠は昔よりはるかにたかく成たる也。下略。詮に日本冠の始は、三十四代推古天皇の御宇に、聖德太子十二階の冠を制し給へり。又三十七代孝德天皇の御宇大化七年に七有十三階の冠を制し給ひ、又十九階の冠を制給へり。


(はり紙) 折烏帽子に髪を千鳥掛にする事、物贈に鬘斗を折る類とは違べし。尤折烏帽子ももとは

大臣烏帽子を折たる物也。大臣烏帽子ならば千鳥掛尤なるべし。古製のゑぼしにも又可有。

又三十九代天智天皇の御宇に、二十六階の冠を制し給ける。皆今の世の冠には異なり。今の代の紗冠烏帽子などは、人王四十二代天武天皇御宇より始る。

按に、往古のゑぼしには、卷立千鳥掛に髪を結びて着る烏帽子も有ならん。唯狂言の意味は抄を扇子にて仕、又受る盃も扇子也。事たらずしてことたる仕來りなれば、見る人もゆるす、是難有業也。此狂言に持烏帽子も手近くに有し儘に品に構わす持來りし成へし。ゑぼしと言に冠は持たれす。烏帽子にてさへあれば、何にてもと廣き心なり。たとへは腰桶を樽とし大臣烏帽子を昆布にも雁にもつかふ類成へし。

此書洛北山人逸行自筆の本 熟蕪稗ニクワヰに云、也。元祿より享保の書なり。士人の着する烏帽子を、俗にさつはい又納豆箱共言。

今も越後の國村上の俗寺の檀那に贈る年玉は、納豆を入る箱、一方は丸く一方はひとつに結ふとつはいのことく、俗に納豆箱と名付るも似たる故也といへり。然は其形  如斯なるへし。今納豆烏帽子と言事是にて知れたり。

烏帽子上下で出仕をする上には、段々の御鬘斗目下には紅梅の御小袖、御上下かちんに若松淺黄にむら千鳥と云。

狂言記に云、素襖を上下と云、素襖も又直垂也。春繞浪語に、無位の武士は、布直垂に緒に革を付たり。齋藤助成の記に、革緒の直垂と言は則是也。畠山重忠直垂に紫革の緒を付、折烏帽子を着たりしと義經記に見へし。いつよりか是を素襖と言は誤れる也。本の名は革緒の直垂也。古く上下と言は皆直垂の事を云也といへり。

光源院殿御元服之記、天文十五年義輝公御元服の記也。大工各烏帽子上下を着し參候すと有も、素襖を言成へし。又室町殿日記に、着物の覺云々。御六か數候はんに、上下三具細の表二つ御下し慥に請取申候とあるは、袖なき上を言と見へたり。

按に、ゑほし上下とは矢張素襖の事也。然るに素袍は直垂なれば、千鳥かけに髪を結て、大臣烏帽子を持て然るへし。併前に云廣き心にて、烏帽子にてさへあれば、品は何にても心にて、折烏帽子を持し成へし。

遺老物語に云、御旗本の直垂にのしめ、常の如くに髪結てゑほしの事。台徳公の御時、急なる御用に白小袖ゑほし下髪にて間に合ぬ故也。半一物語を以て按するに、増上寺にての事か半一は、台徳公の時分の時と云。此時の字侍といふ字のあやまり歟。

岡田何某按に、昔はゑほしの下はゑほし髪、直垂の下は白小袖着たるならん。御當代の始迄も猶如斯有しと見へたれば、麻生のゑほし髪の事うたかふべからず。但し能にも狂言にも素袍の下に段のしめ着る事、是も古き事成へし。

詞に、

出ばやとは思へ共、もつとひはとつたり、五體つけは附たりと云。

按に、元結はときたる成べし。

(はり紙) 出はやとおもへども、もとどりモトドリはとつたりとりたり可成モトドリと云ばなり 元結はときたるにはあらじ。

詞、

入ッ出ッもたへたと云。

按に、髪はときたり、出るにも出られず。如何と悶るの事歟。又髪は舞出るにも出られず、内に入居て外に出居者と、問答したの事か、猶尋べし。

詞、

内へ入るときせひと云。

内へ入るとふ着せひとの略言也。系ほしを早ふきせひと也。

囃子、

實にもさありやよ、かりもそふよのと云。

實にも左有ヤヨ實にも左様のヤヨ助字也。詞つき成へし。此事末廣かり目近三本柱にも言、矢張同意也。

此狂言十二月晦日の狂言也。作は二代の内。

米市

此狂言詞の通り、別に不審なし。

詞に、

半石の半石ならて無と云。

半石は五斗なり。半石の半石とは、米貳斗五升の事也。

同、

俵藤太殿の御娘子米市御料人の御里通ひと云。

秀郷に米市御料と言御娘有しや、尋べし。

按に、俵に秀句して米市と言、米に秀句して料と言成へし。又昔は娘の事を何市と呼し事有と云。

瓦礫雜考に云、壺の石ふみ女教訓の書に、介婦の教と言條に、料兒と言は、料は物をはかりなす也、兒はちこ也。女子をもいとけ無時はちごと申侍る。今俗におごれう人と言は誤れりとあるは皆非也。按に、此おこれう人と云事は、誤成に論なけれと、才〇三〇と言事のみ〇を御と心得そを頓て音となへし成べし。又れう人は、寮人也。寮は僚共小窓共注せる字にて、こゝにて用ゆる意は、いまた部屋住にて家事にあつからず、寮に處するを言成べし。

下略

此狂言十二月晦日の狂言也。作は玄惠法印。

(はり紙) 俵藤太と滑稽したる故、其縁に米市といふしは勿論也。御りやうにんとは、今も嫁を御りやう人といへり。

福の神

此狂言詞の通り、別に不審なし。

傳云、出雲國大社福神と賞するは、大己貴命の御子事代主命なり。此神出雲國三穗か崎に遊ひ給ひ、海濱に出て釣魚を樂しみ給ふ。是蛭子の神に比して神像を造るにや。此大己貴事代主の二神は、日本最初の地主神にして、福德を守り給ふ御神也。

日本記に云、天照太神磐戸を細く開きて窺せけるを、手力雄その御手を奉て引出し奉れば、中臣の神達端出繩を曳て復歸り給ふ事なかれと希申て、素盞鳥尊の髪を抜爪を抜て罪を贖ひ、かの根の國へそ逐やりける。

根の國とは地下の事にて、物隠れてあらわれざる所をいふ。尊是より簸川上に至りて手摩乳足摩乳の女稻田姫を娶り、八股大蛇を退治して草薙劍を得、つゝに出雲國に宮居を作り大社也。

(はり紙) 出雲大社は大己貴命たる事、古事記に明けし。大黒天を大國主と云を以て、福の神と云しなるへし。大國主大國魂皆大己貴の別條也。

大豆をまく事。

歳時故實大概に云、大豆をまく時に鬼は外と云は、追難の鬼を追ふの遺言なるへし。福は内と稱ふるは、陽氣を迎るの祝辭にて、年終に目出度詞を專とする俗習也。

師走晦日の事を、

家集 鬼すらも都のうちとみの笠を

ぬきてや今宵人にみゆらん 躬恒

此みの笠と云るは、陰の義隱笠など言る物成へし。鬼の寶との諺をもてかく詠る也。

十二月往來に云、節分の豆の事は宇多帝の御宇、御菩薩か池の邊に大なる穴有。是に靈鬼住て禍をなさんとせしを、毘沙門天の告有て、寺職奏聞せしかは、明法道に宣旨有て、七人の博士を伴ひ、かの鬼を封し大豆を煎てその穴を打つふして、其口へ柁と腥物を指置、調伏の法有し故、此鬼亡失し故此例始りしと云。

此狂言十二月節分の夜の狂言也。作は玄惠法印。

節分

此狂言詞の通り、別に不審なし。

大社の事は前に記。

脊戸門へ柵を指、留守をいたそうと存ると云。

歳時故實大概に云、節分今宵門戸に鰯の頭と杓の枝を挿て、邪氣を防ぐの表事とし、又炒大豆を升の器に入れて、夫を暗に打はやして祝ひ賀す。

鰯の頭并杓を門戸にさす事は、文類聚に月令季冬の月大難して旁磔すと有に習へるものか。旁とは四季の事にて、張磔すの義なり。是また難の器に用る獸畜の屬を四方の戸に張磔して、邪魅陰情を拂ふ表事とするなりといへり。

又いわしの頭にも限らずと見へて、貫之の土佐日記に、小家の門の端出繩シラケメの頭杓なと有。杓を指事はいか成據にや。或説に寄ては杓を指すとべらの枝を指ともいへり。トヘラと云は扉の轉音也。元來此木門戸に指物故に倭訓を扉の木と言とあり。

メウキテ鰯は鰯一名なよしと云て古語也。字音名吉の事也。土佐日記なよしの頭を節分に指事も鰯也。後世鰯を名吉と云は誤り也。本草綱目に云、炒豆辟除時氣。以新布盛大豆升。納井

中一宿而取出每服七粒佳也と言ひ。又唐土にては大豆まく事を湊投といへり。類書纂要に云、吳越の風俗歳除樂に、大豆を取て交納之且喰且祝湊投と稱すと見へたり。世諺問答に云、節分の夜豆打事は何故にて侍る。答て曰、年越と世俗に云習はして、今宵悪鬼夜行するゆへに、我朝にも昔は陰陽寮に祭文を讀て、上卿已下これを追ふといへり。

つれく草十九段に云、追難の夜より四方拜につくこそおもしろけれ。上下略す注に、追難なやろふ共おにやらい共よむ也。追難とは年中の疫を追拂ふ也。やらふとは追と言詞なり。

難は鬼也。今夜殿上人御殿に立て、桃の弓葦矢を持て鬼を射る也。方相氏四目有、面を着て手に楯矛を持、また俵子とて二十人紺の布衣を着たる者を具して、内裡の四門を廻る也。文武天皇慶雲二年に、百姓多疫になやまされしに依て初りしとそ。

蓬萊の嶋の鬼と云事。

足利義政公富士見下向の時、釋堯孝紀行に云、熱田の宮の神前に詣て、御道筋の御祈りなど申侍りき。昔日本武尊東夷征伐の爲に、此さかひに趣き給ひし時よきり道し、伊勢大神宮にして、倭姫の命にまかり申給ひしに、命のさつけ給ひし靈劍も、此神に止らせおわしますとかや。いとやんことなき神明鎮護國家の誓も、頼母數覺侍りて、

なを守れめくみ熱田の宮柱

たつことやすき旅のゆきゝを 堯孝

蓬萊の鳥を見て

君か爲老せぬくすり有といへは

けふや蓬か嶋めぐりせん 堯孝

尾州熱田明神南面海藏門の内、不實梅内の天神祠あり。昔唐の玄宗皇帝四百餘州を治め、此日本をとらんと計給ふを、當社の御神しろし召て、假に楊貴妃と現れ世を亂し給ひければ、日本を取事叶わす。貴妃は馬嶋ヶ原にて、高力士か爲に空敷ならせらる。方士楊通幽と云者を四方へつかわして、其魂魄を尋られしに、日本蓬萊山におわしますとて、當社に尋來しと。吉則内天神とは、楊貴妃の靈を祭る也とそ。仙傳拾遺を引て曉風集にも此事を載たり。又東海瓊華集には、秦の徐市始皇の詔を受て、不死の藥を求んとて日本へ渡り、熱田神祠是蓬萊宮也と記されたり。

焦氏筆乘曰、日本國名倭國。東北數千里。有山名富士。又名蓬萊。史記卷一百一十八、淮南王傳云、秦皇帝使徐福海神之告至蓬萊山。延年益壽藥求。我楚六帖、宗學士か日東の曲にも、褒て蓬萊山號所記の熊野、尾の熱田不二山とあり。

あらめ格やと云。

女格とは角なき成へし。角有し故眼を突たるとの述懐なるへし。

私に云、目嚴敷いらくしきか。略言して目ひいらきか。格の事にたよりてはあしかるべし。

三ほうのをやのあら麥荒敷よと云。

三穗とは稻、粟、麥なるべし。三穗の親とは、稻粟に先立てみるゆへ、麥を三穗の親と言成べし。縦へば、諸木に先立て花咲故に、梅を花の兄と言類成へし。あら麥とは其年の麥と言成へし。未かわをもつかす取たる儘成へし。鬼の心はあら麥のとは、鬼の心はあらいと云掛し成へし。ちやうする事のならさるはとは、調進の略言歟、猶尋べし。

小唄に、

あらみ美舖の女房や。漢の李夫人楊貴妃小野の小町は見ねばしらね共、あれ程美敷女房も有けるそや荒躰堪難や。あの嶋崎におりやれはこそあふては隠れ渡らぬ。そのや先に手を掛るでもなし、あらをいらくしやおきやうこつやの。

漢李夫人、李延年か妹と言。李延年は能舞をまふと云。漢武帝の後衛子字は夫と云。楊貴妃、弘農楊玄琰か女王還、唐の玄宗の後宮なり。

小野小町、出羽の郡司小野良實の女と云。著聞集に云、小野小町若くて色を好し時、もてなしける有様類なかりけり。壯衰記に云、三皇五帝の妃も、漢王周公の妻も、未此奢をなさすと書たり。かゝれは衣には錦繡の類を重ね、食には海陸の珍物を整、身には蘭麝を薫らし、口には和歌を詠し、萬の男を賤くのみ思ひ暮し、女御后に心を掛たりし程に、十七にて母を失ひ、十九にて父におくれ、廿一にて兄に別れ、廿三に弟を先立しかは、單孤無類の獨人と成て、頼む方なかき。いみしかりつる榮へ日毎に衰へ、花やかなりし顔はせ年、くすたれつゝ、心を掛たる類もうとくのみ成しかは、家は破れて月のみ空鋪、住庭は荒て蓮生いたつらに茂る迄に成ければ、文屋康秀か參河椽に下りけるにさそわれて、

わひぬれは身を浮草のねをたへて

誘ふ水あらはいなんとそ思ふ 小町

と詠て次第に落ぶれ行程に、はては野山にそさすらへける。人間の有様是にて知るへし。

あの嶋崎へおりやれはこそと云。

按に、あの嶋崎へ行ならば、負ふて隠れて渡ろふと言成へし。

詞に、

そのや先きにお手を掛るてもなしと云。

按に、サシスセシそもやすきに手こめにするてもなし歟。

(はり紙) あの嶋崎へおりやれは社 負てはかくれ渡らんと習覺る 隠にては如何。

そのやさきに 其やさしきおまへ様にお手をかくでもなしならんか。すきに手ごめにする スキ
にといふ、今の江戸言葉也。

あらおいらくしや、おきやうこつやのと云。

桑門玄甫公御傳。

いらく敷とは腹を立と言事也。獸骨にいら立と云事也。

詞に、

そたなの眉か延たに寄て、抜ておまさうと云。

年山紀聞に云、眉ぬき齒くろめとりかへはや。

作者不詳の中に云、かしら洗せなとして、髪もか

きたれなとして見れば、あまのほとにふさくとかうりたり。眉ぬきかねつけなと女ひさせたれは云々。

建内記時房公日記。永享三年十二月に云、予か女九歳有祝着事、齒くろみ、三年予付初之眉毛すく事、母是をぬく、次に三獻云々。

按に、眉毛ぬくと云事、古く有し事哉。今世鐵髻附眉毛剃、昔はぬきし成べし。

小唄、

たちはゐたも憎ひか、小たちはひたも憎ひか、との弓かたけたも憎ひか、縁て社候らめ、はひとりかたけたはいとし。

按に、太刀佩たと立這入たと秀句成へし。

直宿弓かたけたも憎ひ成へし。縦は御隨身など成へし。太刀を佩弓を持鬼魅亡靈の守護する杯の秀句歟。

はひどらくと云、猶尋べし。

杉山云、奥山家にて炭を焼、荷ひ持出る人をはひどらくとなり。何程見苦敷男にてもなしむより、外へは心ちらさぬこそ、夫婦の交り第一也と言心歟と。

小唄、

こふかこぢろこまひかこぢろ言きれこぢろ門さそふにく、さそならさらひ指なら鎖ひ藪から道はなひ物か。く。

按に、來ふか小女良來まひか小女郎言切れと云歟。門を鎖たら藪垣を潜ると云歟。

小唄に、

餘りの徒然に門に瓢箪釣して、折節風か吹て來てあなへはチャウキリヒヨ。

直幹か詩に、

瓢箪屢空草滋ニ顔淵之巷
藜藿深鎖雨濕ニ原憲之樞

蓬萊の嶋成鬼の持寶は、隠れ箕に隠笠打出の小槌シヨリヤウムリヤウヂヤウムリヤウかつしころにかつたり。

正慶承明集に云、狂言の詞に、隠箕隠笠打出の小槌シヨシヨムシヨシヨと事有。可申旨御側

衆を以 御尋有。林道春御答申様、隠れ箕隠笠打出の小槌とは、上々無上々と申事也。彼寶は上々にて無上々の寶と申儀にて候と云々。
豆をまく事は、前に記す。

右の狂言十二月節分の夜の狂言也。作は玄惠法印。

寶の槌

此狂言詞の通り、別に不審なし。

鎮西八郎爲朝は、六條判官爲義の八男也。爲朝鬼か嶋へ渡る云。

燕石雜誌に云、桃太郎か鬼か嶋へ至りて寶貨を得たりしは、爲朝の事を擬して言也。保元物語に、爲朝鬼か嶋渡りの段、御曹司は西國にて船に乗り能調練せられたり。船をも損せず押上て見給へは、長一丈餘り有大童の髪は空さまに取あけたるが、身には毛ひしと生て、色黒く牛の如く成か、刀を右に指て多く出たり云々。又云、實にも見れば鳥の穴多し。その鳥の勢は嶋ほど也。爲朝これを見給ひて、件の大鎗にて其鳥の木に有を射落し、空を翔るを射殺し杯給へは、嶋の者共舌をふるひてかち恐る、汝等も我に従はずは如斯射殺すへしとのたま

へは、皆平伏て従ひけり。身に着る物は網の如く成太布也。この布を面々の家より多く持出て前に積けり。嶋の名を問給へは、鬼か嶋と申、然は汝等は鬼の子孫か。去候。扱は聞ゆる寶あらは取出せ見んとのたまふ。昔正敷鬼神なりし時は、隠義隠笠浮履劍と言寶あり。其比は舟なけれ共、他國へも渡りて、日々に食ふ人の生贄をも取けり。今は果報盡て寶も失せ、形も人に成て他國へ行事も叶はずと云。去は嶋の名をも改めんとて、太き葦多く生たれば、葦嶋とそ名付ける。此嶋俱して七嶋知行す。是を八丈嶋の脇嶋と云々。これは永萬元年三月の事といへり。桃太郎が鬼か嶋渡りは全く是より出たり。御曹子嶋めぐりと言繪巻物世に行われし比、夫に擬してかゝる物語さへ出来しならん。隠義隠笠、

夫木

聞まほし世のうき時のかくれ叢

何かは山の奥もゆかしき 信實朝臣

かくれ叢うき名をかくすかたもなし

心に鬼をつくる身なれば 衣笠内大臣

打出の槌は、西陽續集卷一にありと。按に、馬を打出すと言は、張果か駒に譬へて馬を打出さふといふ歟。

此狂言四季を不論といへ共、蓬萊の嶋に因てこゝにしるす作は玄惠法印。

隠れ笠

此狂言詞の通り、別に不審なし。

前に同じ、四季を不論と言共、蓬萊嶋に因て爰に記す。作は二代の内。

餅酒

此狂言百姓事。

越前の國の御百姓、圓鏡を貢に持登る。

諸國藻鹽草に云、神武天皇日本の國見に御下向の時、あらし山を越給ふ。前の國なれば越前と號すと。今早餅とて名産有、是等の類なるへし。

加賀の國の御百姓、實相坊の菊酒を貢に持登る。

諸國藻鹽草に云、此國越の内を分て江沼國と云しに、日本武尊北國へ下り給ふ時、味方の人數くわゝり賀し給ふ所ゆへに加賀と號すと。加州白山に於て往古坊舎餘多有。實相坊は菊仙女の住居にして、菊多植置しとそ。今金澤城下才川と言は白山より流出る川也。其水を以

て城下一統酒造す。故に盃中自然きくの花能顯れ暫消す。國産の最上也。

其菊今猶存。

白山小説譜菊仙女傳。加賀鶴邸源
有斐先生述。

仙女不知何許人。亦不詳姓氏。夏秋間里人見之於水晶溪之瀧下。絶煙火常采菊而食其花葉。其韻顏推齒如處子。人稱菊女。又呼阿菊。後知其神異。遂稱仙女。養老元年泰澄登白山。遙望北方有雲氣。謂臥行者曰。彼下必有得道者。汝行而視之。行者望雲氣。溯水晶溪而至其瀧下。一女子坐石上神觀泰然。行者進問曰。女居千茲幾年。女曰。不知。又問修何道。曰不知。行者還而報澄。歎曰。夫導筋骨者則形全。剪愛慾則神全。形全者物不能害之。彼修是道既得之者也。而知者不言。言者不知。如彼可謂至之者。曰然則大德亦往而視之耶。澄曰。雖然彼以長生久視爲其極。我以無上正學爲期。道不同相爲不謀。我行而無益於彼。無所得於我不如已矣。仙女居于溪廿餘年。十里間無疾風暴雨。穀每稔其民驩如。一旦告村民曰。吾欲遊天下名山。爲汝曹以之留水涯。乃植菊數十採而去。後病者取其英若葉。服之者多愈。民建祠祭之。號菊仙祠。安元中有實相坊者。乞仙女溪於國主。隸白山祠。而征入溪耕耘者。又采菊者人出百錢。亡幾菊盡枯槁不復生芽。而其祠亦不修而遂廢焉。其祠趾今日社基。

詞に、

御藏の前え持て參れ。

京の水に云、大内裏の節穀倉院、長安二條南朱雀の西、畿内其外諸國の銅錢無主の位、職田及沒官田、太宰の稻等の諸庄物を納る所なり。大同二年に造之とあり。此御藏の前え持て參れと云事、何も百姓事に申也。皆同之。

詞に、

まんそうくじを御免被成ると言。

又雜歌 萬僧公事を免すと言は、年貢諸役を免すと言、譬は今言助郷等の公事に掛りたる役をゆるすとの事也。

此詞百姓事に多き言葉也。皆同之。

餅と酒とに去年今年をおり入れし御題を被下る

酒の方

吞ふせる酔のまきれに年壹つ

うち越酒の二年酔かな

餅の方

年の内に餅はつきけり一とせを

こそとや喰ん今年とやくわん

餅と酒とに大成歌を詠めとて

酒の方

盃は空と土との間の物

ふしをすきすのほうに社のめ

按に、盃は空と土との間のものと、酒の合と天地の間の物との比譬喩成べし。不二づきすとは盃臺にして、不二の上えすゆる盃は思ひやるへし。その盃へ酒を入れて呑物は大鵬成べし。是を上略して鵬にこそめと、大き成事を詠し成べし。諺に大鵬は片羽三千里といふ。

又詞に、

すきな哥を詠ました、不二をほうの物に縦ましたと言。

按に、前に云大鵬にのめと言ならば、不二をほうの物縦ましたと言は如何。不二をすきすに

譬ましたとは如何。平野何某の云方とは、三方四方の義か。然れば矢張ふじを臺に譬しなれば、方のもの尤成へしと言。

餅の方

大空には、かる程のもちも哉

生命一期 いけるをいちくかふりくらわん

按に、いけるをいちくは圓鏡貳つ一具と言歟。然れば今の備へのよふ成歟。

(頭書) 棒ぼうの物とて今猶春日之祭禮之時、興福寺祭りの坊にて用ゆ盃臺也。其外東大寺法隆寺にても式に用ると。

和哥に、

松の酒や、梅壺の柳の酒こそ勝れたれ。年々に搗重たる舞の袖返す袂やねすらん。

按に、松の酒やと言事考へし。松は酒に縁有、但し酒を竹柴と言縁に寄て松の酒やと言、梅壺と言掛しや、内裏の事は有まし。今言酒の印歟。譬は劍菱老松杯數品あり、是等の事か。松梅と續きし故柳の酒と言い、是は柳の水にても製する。今言角田川の水にて造を隅田川と

(頭書) 松の榮へやと秀句、酒やと言縁にて梅壺の柳の酒社酒の秀句歟。五柳先生の酒を好る故歟。

酒の十徳とは、

百薬の長 壽命延 旅行食有 寒氣衣有 推參便有 愁拂玉箒

位無而貴人交 勞助 万人和合 獨居成友

餅と持と秀句して、しろ銀こかね所料もち、唯國持こそ目出度けれ。

唯國持と諷ふこと古流に限る。往古より仙臺公謠勅には何流にても、唯國持こそと諷ふ。此只國持と諷ふ事は、仙臺公には由緒有る事也。

此狂言の趣意は、去年持參り元朝の御祝に捧る處、木芽峠の雪にさへられて春に成しと言。去れば歌にも去年今年をおりいれと有、然は早春成へし。春の部の初めに記。

作は文惠法印。

大黒連歌

此狂言詞の通り、別に不審なし。江州大津坂本のもの、比叡山大黒天え參詣しての狂言也。連歌の句

あら玉のとしのはしめに大黒を
ワキ

信するものに福そ給わる

連歌の初りは、日本武尊東夷征討の時、筑波山をすきて甲斐國酒折の宮にとまり給ひし時、

珥比磨利鬼玖波瑠須擬底異玖用加禰菟流

是尊の御句也。附申人なかりしに、火をともし童の附て云、

加劍奈倍底用珥波虛々能用比珥波菟瑠伽瑠

仁王十二代景行天皇御宇より初り、其後、

萬葉集 佐保川の水せき入て植し田を 家持郷

附句 かるわさ稻はひとり成へし 尼
金葉集拾遺集などより勅撰にも入る。後鳥羽院建保年中より、賦物亦百員連歌等、定家家隆などもなされ、其後宗祇翁の頃より専らに行われけるよし、菟玖波問答、攝政良基公御作書物に委し。

比叡山、延曆寺一乘止觀院。

別名。

天台山 我立杣 良岳 鷲峰 大嶺 叡嶽 本は日枝山なり。傳教大師。

新古今 あのかたはら三みやく三ほたひの佛達

我立杣に冥加あらせ給へ

傳教大師、東漢の景帝の餘裔三津氏百技の男、名は最澄。

東塔止觀院と號。

東谷、十一坊。
西谷、十一坊。
南谷、十二坊。
北谷、十二坊。

西塔寶幢院と號。

東谷、九坊。
南谷、十坊。
北谷、十二坊。

横川楞嚴院と號。 十四坊。

合て三塔と云。

無動寺、又無幢寺。 十三坊。

此無幢寺に安置する大黒天の事也。

延曆寺とは一山を差て云。

語りの内に、

一念三千のきを持って云。

一念三千と云は、天台大師の法華法華經方便品に十如是と言事有。此十如是に十界具足す、故に百界となる。此百界に十如是有故に千如と成。此千如に五蘊世間と衆生世間と國土世間と三種共に右の千如是を互具す、故に三千と成。依て一心か三千世間別藩三千飯す。一念是則迹間の一念三千と言。天台大師義立一大事の法門なりとそ。此狂言正月初子の日の狂言也。作は玄惠法印。

蛭子大黒

此狂言詞の通り、別に不審なし。津國芦屋の里の事也。

攝津國菟原郡葦屋の里名歌多し。

新古 いさり火の昔の光りほの見へて

芦屋の里に飛螢哉 攝政太政大臣

西宮は攝州市庭町にあり。大國主西神社。

拾玉 西の海に風こゝろせよにしの宮

吾妻にのくやゑひす三郎 慈鎮

祭神、中央天照大神、左素盞尊、右蛭子尊。

日本記に云、伊弉諾尊伊弉册尊爲^{ミトノウサヒ}夫婦^{ミウ}生^{ナルマテ}蛭子。雖^ナ己^ニ三歳^ニ脚猶不^レ立。故載之於天磐櫛

壇船而順風放棄云云。

古事記に曰、生^{ヒルツ}子水蛭子。此子者入葦船而流去云云。

蛭子の御事を朝綱の歌に、

父母はいかに哀れと思ふらむ

三とせになりぬ足立すして

前に云、順風放棄給ふにより、賤しめて夷の名を蒙り給ふにや。又容顔完爾として笑を舍給

ふにより笑姿とも書、又假名にて惠美須とも書。又福神と賞するは、大己貴命の御子事代主命也。出雲國三穗崎に遊び給ひ、海濱に出て釣魚を楽しみ給ふ。是蛭兒の神に比して神像を造れるにや。此大己貴事代主の二神は、日本最初の地主神にして福徳の御神也。又笑姿の相殿に大黒天と言有。義楚六帖に、大黒神は梵天の眷屬にして食厨の護神也。又羅山子神社啓蒙には、今の世に袋を負しめたる形を刻して蛭子神に并へ、是大黒天神と字す。大黒大國と音韻相通す。大國とは大己貴命の七名のその一也。此狂言四季を論せずといへ共、大黒天に因てこゝに記。作は二代之内。

蛭子毘沙門

此狂言言葉の通り、別に不審なし。

語りに、

須彌の四州を守りと云。

- 東弗婆提 南瞻部州
- 西瞿耶尼 北俱盧州

須彌の四州は、須彌山の東西南北の事也。是より日本をさして南瞻部州といふなり。多門天は南瞻部州を守り給ふといふ。人間より四天王迄四万由旬。四天王より物利天まで四万由旬と云。

語りの末に、

増長廣目多門持國と聞時は、たいぶつた汝が主てはなひかと云。

按に、須彌の四州を守るは、増長廣目多門持國の四天王也。須彌山の主は釋迦佛也。だいは汝か主ては無かといふか。佛と計りは釋尊の御事也。猶尋べし。

(頭書) 聖武帝御建立東大寺は、大佛殿に四天あり。此故大佛は主でないかと言。

語りの末に、

ほうしべの先にて造酒を祝ひ、くわんちやう繪請喰ふて。

按に、帆をしたる舟の舳先にて、御酒を祝ひと云義歟。梅田云、ホウシベの岬と云地名なるか。攝州名所圖繪に云、西宮毎歳正月十日居籠り祭りとして、九日の夜には此御神廣田社へ臨幸ま

します神像の悪鋪故、人目はづかわ敷思ひ給ふ、諺有て市中の民悉門戸を閉、筵簾を掛、門松を逆に立、内には酒喰を求て一夜禁足し、雞明に及て門戸を開き、社頭へ參詣す。是を十日蛭子と言。亦六月十五日八月廿二日にも、例歳有と記たれ共、くわんぢやう鱧の事見へす。傳へ聞、勘定鱧とは魚を丸ごとする、魚頭は骨有故に残す、其魚頭をかそへて、いくつと勘定すると云諺あり。又平野何某云、合調鱧也、何魚にても合物にしたるを云と。然れは今俗言ぬたの事成べし。

此狂言四季を不論といへ共、前に云蛭子神に因てこゝに記。作は玄惠法印。

芥川

西宮は蛭子社也。日本記、生^ニ蛭子^ニ雖^ニ三歳^ニ脚猶不^レ立。此いわれにて、足の病を西の宮へ祈る。手は足に對したるならんか。

此狂言言葉の通り、別に不審なし。西の宮へ參詣するとして津の國芥川にての狂言也。但し古流に限る。

攝州芥川は、水源は山州乙訓郡外田の山中より出、本山川と合て芥川を経て唐崎に至り淀川に入る。芥川村驛路有。

拾遺 人をとく芥川てふ津の國の

なにはたかわぬ物にそ有ける

承香殿中訥言

金葉 津の國のまるやは人を芥川

君こそつらき瀬々は見へしか

詠人しらす

いせ物語に云、むかし男ありけり。女えらましかりけるを、年を経てよわひわたりけるを、かろうして盗出ていとくらきにきけり。芥川といふ河をみていきければ、草の上に置たりける。下略。

闕^多疑抄^千玄旨云、芥川は作物なれば、禁中の芥流す川と言義もあれと夫にも及す、只芥川にそ有へし。

此狂言四季を不論と言共、西の宮に因てこゝに記。作は二代之内。

連歌毘沙門

此狂言言葉の通り、別に不審なし。鞍馬にての狂言也。

松尾山鞍馬寺と號るは、白鳳十一年天武帝大友皇子襲此所迄逃給ひて鞍置る馬を繫しより、鞍馬と名付初し也。延暦十六年中太夫藤の伊勢人の草創也。觀音を安置せんと願處、叢林

に毘沙門天の像を得たり。則是を安置す。然れども観音の像を置さる事をなげきしに、天童
 来て告て曰、汝多門天の像を得て観世音の願應知観音と多門天と名は異共同一體也。下略。

連歌發句

毘沙門の福ありの實と聞からに

ワキ

くらまきれにてむかて喰けり

ありのみとは梨なり。連歌の事は前に記す。

此狂言正月初寅の日の狂言也。作は玄惠法印。

清水毘沙門

此狂言詞の通り、別に不審なし。鞍馬の毘沙門天を信仰し夢想にまかせ清水へ参る。清水の
 佛前にての狂言也。古流に限る。

宇治拾遺第六の六段目に、比叡山に僧有けり。いとまづしかりけるか、鞍馬へ七日参り、若
 夢想やなと見ると参りけるに、百日と言夜の夢に我わ得しらす清水え参れと見ければ、あく
 る日より清水へ百日参る。下略。

前にも記す、観音毘沙門同一體也との事成へし。

此狂言四季を不論と言共、鞍馬に因て記す。作は二代之内。

鞍馬参り

此狂言詞の通り、別に不審なし。鞍馬え参りて道にての狂言也。

正月初の寅の日、毘沙門天十種の福を與へ給ふ誓願有に依て諸人群参す。

按に、詞にも福ありの實を給りしと言。福渡しと言は狂言成へし。然れ共十種の福を與る誓
 願なれば、ありのみには限るまし。留の詞に御福はとふと納て御座るといへは、唯福を給り
 しとにてはなきか。

此狂言正月初寅の日の狂言也。作は二代之内。

(はり紙) 福ありのみ。梨子に不限、然とも福ありといふ秀句より、ありのみと滑稽したるなる
 べし。

此狂言鞍馬え参り道にての狂言也。言葉の通り、別に不審なし。
 瓦礫雜考クワレキザウに云、茗荷喰へは癡バカとなり、慈姑クワイは精をへらす、是俗に専いふ事にていともおかし
 きあやまりにそ有ける。先茗荷の諺は東坡志林に曰、庚辰三月十一日食ツク韮粥ニギ甚美シツミ。歎曰。
 無ム恠コトニ吾愚ワガ吾食ワガク膏多ワカシ矣。云云とあり。
 右之狂言秋也。鞍馬に因て爰に記。作は二代之内。
 但し語りは釋尊に弟子阿難と周利槃特の事を云。

松脂

此狂言詞の通り、別に不審なし。

延喜十一正月七日七種の若菜を供る。

刑楚記に云、正月七日七種の菜をもてこれを服する時は、人をして病なからしむると云。七

種とは、

薺ナツナ

薺ハコヘラ

芹セリ

菁アヲナ

ス、ナと云
水菜のこと也

御形ミカタガタ

鼠麴草と云
本草にソキクと云

菜脰サイジュ

大根也

藕ホトケシ

又十二種供する事あり。

天曆四年二月廿九日、女御安子若菜を十二種供せられし。

- 一 薺ハコヘラ
- 二 若菜ワカナ
- 三 苴サ
- 四 芹セリ
- 五 蕨ワレ
- 六 薺ナツナ
- 七 葵アヲヒ
- 八 芝
- 九 蓬モモキ
- 十 水蓼ミヅアヲヒ
- 十一 水雲ミヅクモ
- 十二 松

水雲とは磯菜成へし。

新古今 けふ社は磯菜つむらんいせ嶋や

いちくの浦の海士の乙女子 俊成

公事根源に云、天子へも内藏寮並に内膳司より正月上の子の日奉れる。寛平中より初れるよし。

松離子と云て正月子の日に、岳に登りて四方を望て陰陽の静氣を得れば煩を除く。又正月七日を用る歳は有祝して松か枝を手折、男は七本女は十四本、此義を持って松を詩に作り歌に詠遊ふ仍て松をはやすと言。

按に、松をもて遊び離子に仍て松脂を珍敷はやすと云成へし。

丁固の語りに、

根延の松を舎と見て出生したる子、十八の時三公に備ると云。

會稽録には、丁固腹の上に松生たりと夢見て、松は十八公と書なれば十八歳にして公になら

んと言しか、詞のことく成しとぞ。

此狂言正月七日の狂言成へし。作は玄惠法印。

禁野

此狂言言葉の通り、別に不審なし。河内國交野郷禁野にての狂言成べし。

禁野傳に云、天子こゝに遊獵す。國民私に禽獸を驅事を禁す、故に禁野と云。今村の名とす。一名御野と云、天子御獵の所なれば也。或は三野共云。

金葉 ことはりやかた野のをのに鳴雉子

さこそはかりの人はつられ 内大臣家

新千 ふむはおしかた野の若菜雪ふかみ

雉子の跡を尋てそつむ 郁芳門院安藝

日本記、推古天皇十九年五月五日菟田野に獵し給ふ。此野を禁野と言傳るよし、鷹百首に見へたり。

文徳天皇第一皇子惟喬親王交野に遊獵の時、三足の雉子波瀲院に飛入て死す、即是を小祠を建。今の鎮守是なり。

禁野村醫王山佛陀院和田寺と云。

攝津國長柄橋。

人王三十七代孝徳天皇豊崎宮の御時かゝる。帝崩給ふより大和飛鳥宮へ遷都し給ひ橋の修理怠り、其後、嵯峨天皇の弘仁三年六月再長柄橋を造らるゝ。人柱は此時也。

和泉名所に云、昔長柄橋を渡すに吏有。多言を罪せられて長柄橋柱に命をとられ、河伯カハノカミの贊と成。是を長柄の人柱と言。其娘成長して攝州より河内甲斐村の長者の家に嫁す。其母戒て曰、汝か父咎なく多言にして罪せらる。汝口を守る事瓶のことくせよと訓ゆ。娘此者か家に嫁ぬれと、教のことく不言事數月也。人啞也と言。夫これをいふせく思ひ去らんとて、攝州豊嶋や垂水と言所に至り、雉子の鳴聲を聞て矢をはなして是を射る。女涕泣して和歌を詠す。
ものいはし父は長柄の人柱

雉子も鳴すはいられまし物を

夫是を聞て其守固を大に善みし、元の家につれ歸り偕老を完ふすと言。

攝津名所に云、長柄の橋を造るには人柱なくては成難しとて、其人を撰ける。繼袴着たる者をとらへ人柱にしつむへしと官家より仰あれば、新關を立是を改む。爰に岩氏長者と言有、

是をしらす袴の纏したるを着て通る。關守とらへて免さず、つゝに水底にしつむ。依て橋なる岩氏獨りの娘有。美目形美舖朝日の輝國色へ、此故に光照前アキラノマエと言。甲斐田村長者に嫁して不言事前に同し。後に光照前父の菩提を弔わんとて、髪を剃不言尼と號し栽松寺に入。其後山崎に不言尼寺を創しけるとぞ。

語りの内、

又其比にてもや有けん、三足の雉子出來すと云。

按に、推古天皇と文徳天皇と王代廿代程後也。其比とは如何。其後と言しをあやまりしにはなきか。

天王寺に詣て侍けるに長柄にて爰なん橋の跡と申を聞て詠侍りける

行末を思へはかなし津の國の

長柄の橋も名は残りけり 源俊賴朝臣

長柄の橋のわたりにて

けふ見れば長柄のはしは跡もなし

むかしありきと聞渡れとも 道因法師

斯聞へければ長柄の橋今はなし。唯名のみなるべし。

此狂言春也。作は二代之内。

朝猿

此狂言言葉の通り、別に不審なし。野遊ひに出て猿引に出合し狂言也。

紀伊國岸村に日本猿引の棟梁貴志甚兵衛と云あり。家景にいふ、其先小山判官政氏より出て、紀伊國に住すと云。

小唄の内、

なはかさこしか室か明石か、扱は尾上か高砂かと云。

播磨國赤穂郡那波。同郡に坂越、揖西郡室、明石郡明石、尾上、高砂。

同、

三に黒駒信濃をとれ。

昔は例年勅有て駒牽有。天子紫宸殿に出御有、信濃國の貢馬を觀覽し給ふとぞ。貞觀七年十

二月定。信濃國牧馬元八月廿九日に是を貢。今十五日に定む。是により望月の名有。望月の駒は性よし。又望月の神嫌ひ給ひて、七郷の牧の内に鹿毛の馬を置す。他所より來りても一夜をゆるさすと云。

一のへいだて二のへいたて三に黒駒四なのをとれ、四と云んためのことか。

按に、黒の駒中にも性能故なるへし。

彼又獅子と申には普賢文珠の召れたるとは、獅子のことなり。

猿と鹿とはと言時は、春日しゝなり。春日にては鹿をしゝと云。猿鹿は春日の御使者なり。

此狂言春なり。作は玄惠法印。

土筆

此狂言詞の通り、別に不審なし。野遊ひに出し狂言也。

我戀は松を時雨の染かねて

眞葛か原に風さわくなり 慈鎮和尚

新古今集には慈圓大僧正と見ゆ。是もとの名成へし。歌の心は季吟翁八代集に云、戀人の難面を松とし、我思かくるを時雨として詠る也。わか戀と言詞は呼出して、松を時雨の染兼る

がごとくと言五文字也。眞葛原と思ひかけても、難面いろも替らねは恨る許と言心也。眞葛

は心多く一筋ならぬ事にて、さわくと言字かなり。恨る心の強切なるをいわん爲なり。

慈鎮和尚の事。つれく草に、吉水和尚は法性寺關白忠通公の子也。法諱は道快、後名を慈圓と號、山門六十二代座主東山吉水に居す。嘉錄元年九月廿五日滅年七十一。嘉禎三年慈鎮と謚す。吉水は今の丸山也。和尚、聖道家にてはクワセウ、禪家にてはヲシヤウと云。

難波津に咲や此花多こもり

今を春へとさくやこの花 王仁

おほさゝきのみかと、難波津にてみこと、聞えける時、東宮をたかひにゆつりて位につき給はて三歳に成りければ、王仁と言人いぶかり思ひて詠て奉ける哥なり。

應神天皇第四皇子仁德天皇、又の御名大鷦鷯尊。

此狂言春也。作は二代目の内。

花争

此狂言言葉の通り、別に不審なし。花と言櫻と言との争也。おのれか物毎わきまへもせて、さし出かましく、人の詞とかめなといと見苦舗聞くるしきの禁なるへし。

古今集戀の部に、人の花つみしける所にまかりてそこなりける。

人のもとにのちによみてつかはしける

山櫻霞のまよりほのかにも

見てし人こそ戀しかりけれ づらゆき

此哥昔より言來る。餘は櫻と五文字に有る歌、花と五文字に有。人々の心得にていふ。末の謠は小鹽の謠也。

此狂言春也。作は二代之内。

八句連歌

此狂言言葉の通り、別に不審なし。前に記す、連歌は素盞烏尊より初る。身はいやしけれ共、心は眞に連歌に執心成餘りにやさしき心を感じ、金銀の借をゆるせし狂言也。然は古今の序にも、目に見へぬ鬼神をも感せしめ杯と有は、誰れも風流成事は心かけたし。

やさしの人の心や、いつなれぬ花の姿の色あらわれて、この人のかり物をゆるさるゝ類ひなの人の心や。

花盛御免なれかせまつの風

櫻になせや雨のうき雲

幾度も霞霞身にわひぬ月のくれ

聲こゝろせめかくる入相鐘と金とのかね

難もせめてわかればのへてなけ

人目もらすな戀の關守

名の立につかひな告そ忍ひ妻

あまりしたへは文をこそやれ

此狂言春なり。作者玄惠法印。

胸突

此狂言言葉の通り、別に不審なし。前の狂言の趣有と言共、心は雲泥の相違有。人に金銀を借受不實の心より、空言にて人をまよわし、ついには借狀迄を謀取。如斯の義は人非人なり、つゝしむへしとの禁成へし。

此狂言春共定難しと言共、前に因て爰に記。作は二代之内。

花折

此狂言言詞の通り、別に不審なし。住僧花に愛、檀那花見に來り庭を荒し花を折をなけき、花見禁制と言附他出す。留守に檀那來りシカクなり。新發意心得にて、花を見する酒盛あり。賑やか成狂言也。
作は玄惠法印。但し春也。

猿座頭

此狂言言葉の通り、別に不審なし。座頭妻を同道して、東山地主權現の當りへ花見に行。猿引來てシカクなり。女と猿とを取替、座頭の妻とかたらひつれのく。酒盛有、舞を舞事も有。但しめくら舞とて景清弱法師に限る。唯女の邪淫不實を禁し狂言也。

此春はしるもしらぬもたまほこの

行かふ袖に花の香そする

此狂言春なり。作は二代の内。

狂言不審紙 夏

神鳴

此狂言詞の通り、別に不審なし。

本朝塵滴天文の部に云、陰陽を包うこひて撃する是を雷と云。松尾社山城國梅津の西に有。後に別雷山有。鎮座記に云、元明帝和銅二年四月十一日、始て加茂より山城國山田庄荒子山に傳へ奉る。加茂の朱塗の矢化して松尾の神と現ず。

相坂山の西山科のほとり雷神の社。

夫木 鳴神の音羽の瀧やまさるらん

關のこなたの夕たちの空 中務親王

松尾大明神御神詠。

山城乃別雷山爾宮居士亭

天降古登神代與利佐幾

次第に、

藥種も持たぬ蕪藥師、木はたや頼なるらん。

按に、藥種は持す樹の皮が頼み也と言。下手醫師と云か。

鬼王、團三郎、攝州能勢郷柏原村の産也。傳に云、此二人曾我兄弟に仕へて忠義士也。此塔竹林に有。瘧疾を病者此塔に祈る時必平愈す。土人異名して藪薬師と云。

くわはらくくと云。

昔和泉國和泉郡桑原井と云へ雷落けり。井より上らんとするに、人集て井の上に蓋を覆ふて責る事良久舗。雷大きに苦て誓て曰、永く此地え落る事なしと言ければ、蓋をとりゆるしやりぬ。夫より此所に雷落る事なし。雷鳴の時桑原くと言は此謂也。

アトの打針は駿河流なるへし。

此狂言夏也。作は二代の内。

茶壺

此狂言詞の通、別に不審なし。茶壺を争ふに依て成へし。人の物をとらんとすれば己か物を失ふ。唯善に善報有、惡に惡報有との禁なるへし。津國昆陽野にての狂言也。

蜀ノ國ハ茶ノ名産ナリ。夏其花ヲ水ニ浮ベ飲ハ熱ヲ散ス。浮花ト云。

茶は、本草に煩悶といきれもたゆるを直す薬也とあり。

茶道要録に云、煮茶ト團茶トノ差別ハ、宋ノ仁宋帝ノ朝ニ蔡襄君謨ト云者、初テ好茶ヲ碾テ

練テ煎餅ノ如ク作り、重サ一斤ヲ團餅八ツトシ、下略。

倭朝ノ其初、弘法大師入唐飯朝ノ時携來レリ。即チ嵯峨帝ニ獻ス。其後建仁寺ノ開山榮西宋

ヨリ飯リテ鎌倉ニ在シ時、軍家實朝公熱病ヲ煩ヒ玉フ節、榮西彼茶ヲ携來テ以テ進ム。熱氣

速ニサメタリ。下略。

將軍家義政公ノ時、文明中此時ニ當テ、茶道ニ達多ク出來ス。下略。

茶ノ湯ノ起リト云ハ、古人世事ノ忙々タルヲ避テ聖道ノ學ニ志シ、人倫遠ク物靜ナル山林ニ

入テ容膝ノ居ヲ設ケ自己ノ心法ヲ觀ス。其ヨリ先家業事繁ク下學上達ノ功難成故ニ我カ飯依

僧ニ因テ一句ノ要文ヲ令書、請得_レ以墨蹟ト號シ目前ノ壁頭ニ掛具ヘテ且暮ニ是ヲ工夫ス。既

ニ心倦乃生_レ眠于時自ラ茶ヲ點吞ミ、其功ヲ以テ助_レ氣止_レ渴折_レ睡。閑中ノ樂ミ在_ニ于茲。下略。

珠光一紙目錄追加に云、紹鷗ノ常談ニモ、茶ノ湯ノ鉢ハ專禪法ヨリ出テ大形口譯ノ密傳ナ

リ、依テ書物ナシト。又古今唐物集ニ云、

知量茶味與禪味

吸盡松風不慮塵

右末ノ二句ハカリヲ記ス。目錄トハ能阿彌エ南都星明寺ノ珠光傳受ノ間日記ナリ。珠光ハ東

山慈照院殿ノ御師匠ナリ。迹目ハ宗珠ト云ト也。

詞に、

佐候得は社おれが主殿は、中國一の法師にて、ひの茶をたてぬ事なし。一族の寄合に、本の茶をたてんと、五十貫のくりをもち、あふくの足を遣ふて、兵庫の津にも着たり。

按に、おれか主殿とはおのれの略言成へし。中國一の法師茶人の事成べし。今宗匠をさして大和向と言類成へし。

鄭允榮か茶品に、茶ノ産天下ニ多シト云リ。諸國ヨリ出ルト云トモ、南方ニ生スルヲ嘉トス。故ニ南方第一トス。又其内ニ北苑ト云所殊更ニ勝レタリ。總シテ建溪ノ名苑四十箇所ハカリ撰ンテ禁裡ヘ獻ス。倭邦ニハ梅尾ノ明惠上人始テ種ヲ梅尾ニ植タリ。自此國々ヒロマリ、今ノ宇治モ此後ニ起レリ。其比梅尾ヨリ出ル茶ヲ本ノ茶ト名附、他所ヨリ出タルヲ非ノ茶ト號。

五十貫のくり。

つれ／＼三考五十九段に云、彼是三万疋をいも頭のあしと定めて、下略。詮に云、あしとは錢の事也。

兵庫津は西海道の驛にして、大坂入津の要津也。武庫の泊、輪田の泊と云。

日本記に云、孝徳天皇大化元年於閑曠之所起造兵庫。收聚國郡刀甲弓矢。云云。

万葉 むこの浦泊なるらしいさりする

海士の釣船波間より見ゆ

人麻呂

言葉に、

兵庫を立て二日に梅尾にも着しかは、峰の坊谷の坊殊に名譽しけるはあか井の坊の帆風を十斤計かひ入れ、脊中に急度脊あふて兵庫を差て下れば、昆陽野の宿の遊女が袖をヂツととらゑてと云。

按に、梅尾山高山寺は山州北山にあり、華嚴宗にて明惠上人開基也。峰の坊谷の坊阿迦井坊など有や、今不詳。帆風とは茶の銘か。

昆陽野は、攝州阿邊郡寺本池尻山田等十四か村を都て昆陽野と言。京より山陽道の往還にして驛舎あり。昆陽の松原和歌詠。

續古 津の國の昆陽野芦吹野分して

隙こそあれと人に告はや

光俊

未木 立かへり道ある御代にあわんとや

おなし昆陽野の松蟲の聲 家隆

昆陽野浦入江今はなし。昆陽野庄古へは入江にして、西海に續き渡海の船往來す。妓婦も有たる成べし。

言葉に、

今様、朗詠、しほりはきを諷ふて、押て酒をしひたり。酒に酔て寝たるを、日本一のおふふのあ
の古るばくち打か來て、我物と申をはんだんなしてたひ給へ、所の權檀殿と云。

垂仁天皇の紀七年、野見宿禰勇力の人有。其後裔、推古天皇の御宇に、土師の八嶋の連、我朝にて今様を諷ひ初し人也。其聲妙音にして鬼神も感しけるにや、館の上に夜ルく異形の者來て俱にうたふ。八嶋いぶかしく思ひ、是を糺さんとて、夜更人靜て時の調子を合せて諷ひける。其曲に云、

わか宿のいらかにかたる聲はたそ

たしかに名乗れよものくさとも

其聲麗しきを變相の者感に堪けるにや。返歌に、

あまの原南にすめる夏火星

豊邑にとへよものくさとも

是を三度諷ふて、難波の方へ飛去ぬ。太子の別號豊邑と言は、其趣を奏しけるに、ナツナボシ夏火星は
熒惑星とて國土を守る星なりとこたへ給ふ。

しほりはぎとは、今言國々のはやり唄諷ふと言也。

つれく草百廿六段に、ばくち負極て、殘もなく打いれんとせんにあひては打べからず、立歸て續けて勝べき時の至を知るへしと。此段萬事に渡るべく、陰極て陽生すの心也。天地万物の道にひとしなと書れたり。

按に、大ふのと言は、あふちやくな杯と言義か。

權檀殿とは、今言庄屋などの事也。

此狂言夏なり、作は玄惠法印。

文化年中 御本丸にて此狂言何某相動し時、ばくち打と言事御耳に障り御尋有し時、御側より當時御法度に相成候ばくちと申勝負事にて御座候由被申上候趣、多賀大助殿より承る。右に付已來可相成たけ翳候方可然と承る。往古より申來りし事御耳に障候儀は其仁の不幸也。大鏡師輔公の傳に、攤打せ給ふ杯と有。かけ物など賽事も雙六等の事なるへし。翳にも及ま

しと、予吃りの狂言を三度續て被仰付し事あり。ばくち打の賽目きれと諷ひしかと、何の御沙汰もなかりし。

通圓

此狂言別に不審なし。文句は頼政の諷を秀句したるなるへし。宇治にての狂言也。通圓と言は里老の言。

通圓いつの比より始ると言事さだかならず。通圓元は宇治の百姓にて、古川通圓と名乗しか中絶す。中興通圓より今文政六癸未までは廿代相續と言。

按に、中興通圓よりも三四百年になるへし。

豊臣秀吉公通圓御意に叶。宇治御巡見の時は、通圓へ御立寄御茶あげしとぞ。夫より宇治橋守に被仰付。今も宇治橋御普請の時、通圓居宅も御普請有。御巡見所と言。

日本記に云、孝徳天皇ノ大化二年ニ、道昭和尙宇治橋ヲ造ル。橋長サ八十三間五尺五寸。寶曆六年山城近江洪水の時、此はし墮流す。今の橋は假橋也。通圓か茶屋は東爪にあり。

弘安元年宇治橋供養の日、龜山院御幸有けるに、

續後拾遺 行末も道はまとはしためしなき

けふの御幸の跡を残して 圓光院入道關白

河海抄に云、平等院は河原左大臣融公の別莊也。その後宇治關白頼通公、永承七年に寺となし平等院と號し、法華三昧を修す。

ワキ道行謠に、

大水の先に流るゝとちからも、身を捨てこそうかむ瀬もあり。 空也上人。

山川の末に流るゝとも。

トチガラと言は、蚯蚓もチミと鳴を言。水の上をよく走る事、水の流より早きと言。

謠に、

世を宇治川の水汲てあらこふ戀しや。

宇治橋三の間の水山城の名水也。瀬田の橋下龍宮より涌出る水此所へ流來る也と。又は竹生嶋辨才天の社壇の下より流出るとも言。秀吉公伏見御在城の時、常に汲しめ給ふと言。

チミ集 宇治橋や夜半の河風更にけり

下行水の音はかりして 家隆

按に、あら昆布戀しや成べし。昆布に山榊能茶と言古言あり。一説に、茶は洪武年中に製せし故に洪武戀しと諷ふと、不詳。

和名抄に、比佐古。柄杓とはあやまりなりと。

山州紫雲山光勝寺、世に空也堂と云。獵者定盛上人の法徳に歸入し弟子と成、妻子を具して頭は有髪の俗体にて、衣は天台宗の衣を着し、瓢を敲て上人御作の和讃を諷て、寒中には夜ル／＼五三味市中を徘徊し、浄土往生の因を勸る。境内に徳正庵、金光庵、壽松庵、東の坊正徳庵、利法庵、南の坊西殿庵等有。いつも定盛の苗裔也。常に茶洗を製す。

諺に、

茶杓を追取ひらず共、茶々と打入れてと諷ふ。

按に、挽屑共入れしと言か。

此狂言四季を不論と言共、茶の事に因てこゝにしるす。作は二代之内。

飛越

此狂言詞の通り、別に不審なし。茶の湯に行道にてシカ／＼あり、争て後相撲に成追こむ。

前と同じ四季を不論と言共、茶の事因て爰に記す。作は二代之内。

御茶の水

此狂言言葉の通り、別に不審なし。清水を汲に行ての狂言なり。唯僧の女に戯る事の見苦鋪との禁なるへし。

此狂言四季を不論と言共、茶事に因てこゝに記す。作は二代之内。

不二松

此狂言詞の通り、別に不審なし。

秘藏抄に、富士の十名を擧て言、

- 藤か嶽 常盤山 二十山 見出山 三上山 鳴澤高根 塵山 三重山
- 新山 神路山

水無月禪定する。不二松、不二甘草、富士黄蓐、富士海苔皆名物なり。

又信濃國安曇郡妻籠山中富士松と云あり。冬は葉悉く落、夏木の松也と言。

手にもてる土器色のふる袴

酒毎に有るつきめ成けり

ふたり共渡れはしほむらき橋を

あと成者よしはしとまれ

三日月の水にうつろふ影見れば

上もかた／＼下もかた／＼

うつおきのもと末扣くけらつゝき

下も片々上もかた／＼

西の海千尋の底に鹿鳴て

鹿の子またらに立はしら波

奥山に舟こく音の聞るは

四方の巢やうみ渡るらん

はちす葉の青きかうへの青蛙

／＼ろくせう塗し佛とそ見る

古今俳諧歌

素性法師

山吹の花色ころもぬしやたれ

とへとこたへすくちなしにして

山王の前の花表に丹を塗て

赤きは猿のつらそおかしき

年寄の白髪にまかふ綿ほうし

飛しら鷺は雪にまかへる

中は子か右り左りは親からす

黒き物こそ三つならひけれ

あつと言聲にもおのれおちよかし

蝮腹立は糺よろこふ

附合の事、

大和物語 むは玉のわか黒髪はしら川の

みつわくむまで成にけるかな

檜垣子

後撰には、年ふれはとあり。

檜垣子は、後撰の作者筑前の遊女成。しら川は、肥後國阿蘇山より至る川也。水色白く如粉と云。みつわくむとは、老かくまる也。又云左右の膝頭とおとかひの二つ所へよるを云

此檜垣子歌なん詠とて、好者共集りて、讀かたかるへき末をつけさせんとてかく言けり。わたつみのなかにそたてるさおしかは、と讀て末を附さするに、龜のやまへやそこにみゆらん、と檜垣子の附たりける。あらぬ難句を言掛たる也。

西行撰集抄に云、治承二年長月の比、ある聖と供なひ西國の方へ趣しに、さして何方共なきまゝに、日のかたむくも急かすして、江口橋本なんと言遊女か住居、見めくれは南北の岸に差狭て、心旅人のしはしの情を思ふさまもはか無業にて、扱も空敷此世を去て、來世はいかならむ、是も前世の遊女にて有へき、宿業の侍りけるやらん、露の身のしはしの程を渡らんとて佛の多き禁めつる業をする哉。我身一の罪はせめて如何せん。多の人をさへひき損せん事、いとゝうたてかるへきには侍らすや。然共彼遊女の中に多侍り。こはさればいか成事そや。前世のかいきやうに寄べくは、何とてか今斯うたてき振舞をすへきや。又此世の勤に寄べくは、あに彼等往生をとけんや。是をもつて靜に思ふに、只心に寄べきにや。露命をつかんとての謀に侍れは、心にもあらず。是にまはり彼にともなへ共、心を移さす。彼に心をしめて、常に渡世の事を思はん人は、口にはあしき言の葉を吐、手にはわるき振舞侍る共、心うるわしく侍んには、さらなりけるにや侍んと、ある聖と打かたりつゝ、其里を過らんとするに、多を侍ぬ村雨のはけ敷て人の外もに立やすらひて、内を見入侍るに、主の尼の

時雨もりけるをわひて、板をひとひら提てあちこち走りありきしかは、何となく斯、

賤かふせやをふきそわつるふ 西行

とうち過みるに、此尼さ計物さはかく走りあわつるが、何とか聞けん板を投捨て、

月はもれ雨はとまれと思ふには

と附て侍りき。さもゆうに覺て見すくし難侍りしかは、彼庵に一夜泊りて、連歌なんとして侍。曉方につれたる僧かく、

心すまれぬしはの庵かな

と侍る。あるし又、

都のみおもふかたにはいそかれて

と附侍し事は、實胸をこかして覺侍りき。六十餘州さそらへて、多の人に見なれ侍しか共、是程の者斯迄情はへたるは侍らさりき。哀れ男にしあらはとかくこしらへて、いなひれてうへをなくさむる友にしてんと、いとゝなつかしくそ侍りし。此つれの聖は立出る道すからも戀敷江口の尼かなと申侍りし。

是等の檜垣子江口の尼など、狂言に同なしと言共、附合の秀逸面白く覺し儘爰に記。雨月の能なども是等の縁によるへし。

此狂言夏なり。作は玄惠法印。

竹生嶋参り

此狂言詞の通り、別に不審なし。おのれか非を口調法にて主人をまとわし、慮もなく空言なれば必迷惑す、惣而人は空言はいわぬもの也との禁成るへし。

竹生嶋は、江州淺井郡湖中に有。

神社考に云、竹生嶋者。江州在湖中。其巖石多水精寶珠。本朝五奇異之其一也。傳言。孝靈天皇四年。江州地折湖水始溢。駿州富士山忽出焉。景行天皇十年。湖中竹生嶋初涌出云。因に云、竹生嶋什寶。

小枝笛 義經所持 鼓筒 靜所持 辨慶吉次太刀 俵藤太太刀 天狗爪

馬角 二股竹 七ナンガソ、毛 傳教大師景勝經王 弘法大師板名號

玄上琵琶撥 松寶童子琵琶 覺寬僧正水精數珠 土像布袋 俵藤太十種内露硯

矢嶋御所代々系譜

此狂言因に云、竹生嶋に岩飛なし。伊崎明神に掉飛と云、今もあり。百銅にて何時にても飛大き成材木を出し有。夫より飛也。

此狂言夏也。作は二代之内。

水掛髻

此狂言言葉の通り、別に不審なし。

諺に、我田へ計り水を引と言、おのれくか田へ計水を引、後には親子の情も失ぬ、あさましとの禁成へし。世俗の言水掛論と言なるへし。

此狂言夏也。作は二代之内。

竹の子

此狂言詞の通り、別に不審なし。箏と牛の子を争狂言也。

哥に、

我島へとなりの竹か根を差て

思ひも寄ぬ竹の子をとる

哥に、

わかまやへ隣の牛か子を産て

思ひもよらぬうしの子をとる
後は相撲になり追こむ。

此狂言夏也。作は二代の内。

間

此狂言詞の通り、別に不審なし。主人は下部を憐み、下人は主を尊むべしとの禁なん。
抑祇園牛頭天王、山州愛宕郡八坂郷成神院に勸請せしは、聖武天皇の御宇天平五年三月十八日吉備大臣唐土より歸朝の時、播摩國廣峰垂跡し給ふを崇奉る。其後圓如上人に神託有て、帝城守護の爲、貞觀十八年疫神崇をなして、世の人疫惱事多し。曩祖日良曆洛中の男女を將て、六月七日より十四日疫神を神泉苑に送る。夫より祇園會初る。山鋒定りしは、

- 長刀鋒 函谷鋒 鶴鋒 笠鋒 菊水鋒 月鋒 放下鋒 船鋒
- 占出鋒 螭螂鋒 木賊鋒 岩戸鋒
- 琴披山 芦刈山 孟宗山 郭巨山 白樂天山 花盜人山 鯉山
- 太子山 天神山 橋辨慶山 山伏山 黒主山 役行者山 鷹山
- 鈴鹿山 觀音山

此狂言夏也。作は玄惠法印。

煎物

此狂言言葉の通り、別に不審なし。祇園祭禮噺干物の稽古の場へ、煎物を賣に行狂言也。五月廿日より噺子初と云てあり。元日に檜垣の御茶屋とて、内裏えも入る。荷ひ茶屋あり。是等の類なるへし。祇園會茶屋の座と定りし事有や、猶尋べし。
此狂言夏なり。作は玄惠法印。

瓜盜人

此狂言こと葉の通り、別に不審なし。

しも村と申所を通過て御座れば、道端に見事な瓜がなつておりまするに依て、壹つ貳つ袖にくらへて、先様へ進上申て御座ると云。

按に、下村と言地名に瓜名物を聞す。何れ都近き村成歟。

山城國宇治に狛の里言あり。上狛下狛とて兩村有。此所瓜を作りて名産とす。

拾遺 さためなくなるなる瓜のつゝみても

立や寄みん狛のわきもこ 三位國章

河内國茨田郡守口の驛に下嶋村と言有。此所長菜蕨なと糟漬出る、守口つけと言瓜も名物也。同所に佐太天満宮あり、祭禮は六月十五日九月廿日と言、祭禮の日にはいろく山鋒等出るとあり。

按に、下村と言は下嶋村の略言にてはなきか。瓜の名物と言、又佐太天神祭禮杯考合て、此所にてはなきか、猶尋べし。

此狂言夏なり。作は二代の内。

伯養

此狂言こと葉の通り、別に不審なし。納涼の會に登るとて、琵琶を借りに行。勝たる方へ琵琶をかさんとて、勝負事をし後相撲に成、追こむ狂言也。

人王五十八代光孝天皇姫宮雨夜内親王、御眼盲給ひてより、洛中の女の盲者を召て御伽とす。賤には官を給ひ、御前に伺公する故御前と云。又男子の盲人にも官を給ひて、上座をする故座頭と云。檢校句當の官に任す。二月十六日姫宮の御祥忌成ゆへ、座頭集りて洛陽東河

原に出て、石を積報恩す是を積塔と言。又六月廿四日にも集會す、是を座頭の納涼といふ。今高倉通の五條坊門の北に集會して、琴を彈平家をかたる。

句當の哥、

庭中へはかけの足駄ぬき捨て

伯養なくは谷へほうかせ

伯養の哥、

振舞の座鋪へ人の呼されは

犬句當はかとい

此狂言夏也。作は玄惠法印。

井礫

此狂言詞の通り、別に不審なし。納涼の會に都へ登る道にての狂言也。平家節の事は奥に記す。

此狂言夏なり。作は二代の内。

平家節は、信濃前司行長か作れる平家物語に、佛生と言座頭節を付る。是平家節の始りと云。

千鳥

此狂言こと葉の通り、別に不審なし。尾張の津嶋祭りを見物したる癖なり。

詞に、

伊勢路へ掛て參れば、濱邊て子供が千鳥を伏る所が御座る。

按に、千鳥は冬の鳥也、津嶋祭りは夏也、夏に冬を結び合せし事、狂言の作成へし。もとより空物語り成故、四季混雜に作りし物か。但し伊勢には夏も千鳥有や、尋べし。若又津嶋の祭禮に附ての由緒有や。

尾張國津嶋牛頭天王、祭神素盞鳥尊なり。神傳に云、此地舊名を藤波里と言。人王七代孝靈天皇四十九年、牛頭天王の和魂太神韓土より飯朝ましまして、先西州對馬に在て歳を累給ふ。其後欽明天皇元年神勅在て、尾張國海部郡門眞庄、此津嶋に神幸し給ふ。對馬に年久敷鎮座ましますに依て、遷幸の後文字を改て津嶋天王と稱す。例祭六月十五日車樂五輪山車五輪を舟に乗、囃子立る拍子いと珍敷。去れば笛にも津嶋の名あり。

ちやうさよふさと言て囃子。

昔融大臣六條河原院の殿舎後に佛閣と成、此所に有し鐘荒廢の後、鴨川の南の深淵に沈む。東山建仁禪寺の開基千光國師諱は榮西、是を窺知て官吏に訴、乞求て建仁寺掲る。此鐘彼淵を引上る時更に動す。國師の計にて力者の音頭に榮西と唱へ、又國師の弟子に長首座と呼て引へしといふ。力者教のことく是を同聲に呼て、安々と鐘を引上げしとそ。今も重き物を引に此名を呼と云。

按に、よふさは榮西の略言、ちやうさは長首座の略言成か。此狂言夏なり。作は二代の内。

蚊相撲

此狂言こと葉の通り、別に不審なし。

近江國野洲郡守山。

古今 しら露も時雨もいたくもる山は

下葉残らす色つきにけり 貫之

其外多しといへ共、蚊の事は見えず。昔守山より蚊の精出たると言事、猶尋へし。

此狂言夏也。作は二代の内。

武悪

此狂言詞之通、別に不審なし。昔はふはくと書しが、いつの頃より武悪と書しや。不醜とはくならざる社面白からん。古書に云、一体狂言は目出度物ゆへ、泪を流す業をも内心笑を含よふにすへしとの教有。譬は幽霊と言共、不醜と言處に心得有へし。道成寺の能を祝言之能と言にて心得べし。愁傷の中に興有べし。此興と言に心得違多し。能々學知るべし。

鳥邊野は京都東山清水坂の南小松谷を限る、諸宗墓所也。

玉葉 分きへる袖の雫か鳥邊野に

なくくかへる道柴のつゆ 俊成

此狂言夏なり。作者二代之内。

木刀毒

此狂言詞の通り、別に不審なし。北野御手水會へ參る道にての狂言也。

北野天満宮傳記は、世の人知る所也。延喜三年二月廿五日配所にて薨し給ひ、筑紫安樂寺に

葬奉る。御年五十九歳也。其後菅靈さまくの事有しかは、延長元年に左遷の宣旨をすて、元の官に返し正二位を贈り給へり。天慶三年七月菅靈右京七條の文子アヤコと言者に御託宣有て、北野右近の馬場に棲とのたもふ。亦近江國比良社の禰宜良種に託し給ひけるは、大内の北野に一夜に千本の松を生せん、社をは天満天神と崇へしと。爰に於て朝日寺の僧最珍、右京の女子等と力を合せ靈祠を作り、天徳三年右大臣師輔神威を敬ひ、巍々たる大度を改いとなみ給ふ。今の北野宮是也。二月廿五日榮種の御位、七月六日御手水會内殿にて神寶虫干あり、九月四日祭禮。

此狂言秋七月六日の狂言也。作は二代の内。

芯毒

此狂言詞の通り、別に不審無。立花の眞を東山へ尋に行狂言なり。

京都六角堂頂法寺住僧專慶、立花に好木立興有れば食をわすれて求。深山幽谷のさかしきをもいとわす尋行。其心切成を本尊感し給ひ、祕密を傳へ給ふ。則池の坊と云。

此狂言四季を論せずと言共、狂言の趣意に因て爰に記す。作は玄惠法印。

北野参り

此狂言詞の通、別に不審なし。又の名ほうく頭共言、又喜久の花共言は、此狂言の内歌に寄て成べし。

都には所はなきかきくの花

ほうく頭に咲そみたる

みやこには所はあれと菊の花

思ふ頭にさきそ亂る

喜久菊和名たきなと云。八雲御抄に、陸佃リツヂンか埤雅ヒカを引て、菊は本鞠マキに作る。鞠は鞠にしたかふ字にして、窮キウと言義也。古に云、鞠とは窮也、花事こゝに至て窮盡也と。我謂ふに鞠は又養ふ也、言心はよく其志を養ふて、その年を延る也と。我邦もと此種有事なし。仁徳帝の朝初て百濟國より是を献す。是日本菊を愛る初也。宇多帝の朝よりきくの花の宴有。かゝりしよりこの方代々に愛す。

詞に、

緒太のこんこうを出しました。

茶道要録に云、雪駄ハ扉ノ略様也。扉ハ音費和名シキシ草履也。周ノ世ニハ履キムト云、夏ノ世ニハ扉ト云。以草作ルヲ云扉ト云、以麻作ルヲ云履キム、以木作ルヲ云屐キム。黄帝ノ臣子則ト云者、扉ト履トヲ作ル。秦ノ始皇ノ時初テ以蒲ヲ作り履トス。商ノ時皆以草爲之。周ニ馬周ト云者、麻ニテ作り鞋カシト言。下略。按に、緒太のこんこうも是等より出し成べし。此狂言秋也。作は二代之内。

雁雁金

此狂言詞の通り、不審なし。百姓夏。和泉國の御百姓と攝津國御百姓と互に初雁を争て、御年貢上る狂言也。

諸國藻鹽草に云、いつくの國と名附しは、國中に清水多出る故名附也。此國は河内と一國なれ共、靈龜元年に分て和泉國と云。同書に、攝津國と名附しは攝の字、字彙に靜謐也、漢土に攝然として天下安しと見へたり。難波の堀江は天下第一の着船の津也。天下靜謐の儀をもつて、攝津と名付る。

言葉に、

所の名にさゝれて上るに依て、御館へ着ねは知れぬと云。

按に、しやうに差れては名代の略言成へし。御館の事は、前に記す。

語りの内に、

うす墨にかく玉章と見ゆる也

霞める空にかへる雁かね 國基

攝州名所圖繪には、

薄すみに書玉章のこゝちして

鴈なきわたる夕闇の空 國基

薄墨の神主國基、康平年中の人、和歌琴の上手なり。

風籟ニ白浪ニ花千片

雁點ニ青天ニ字一行 白居易

月は都はなは越路やまさるらん

穂きて春は歸るかり金

七書の内吳子に云、

兵伏ノ野時歸雁亂行

七書とは孫子、吳子、司馬法、太秦君、欒鐐子、六韜、三略。

語りの内に、

雁門ならては過難しと見へたりと云。

都ヨリ胡國エノ道ニ雁門山アリ。山高クシテ胡國エ歸ル雁ノ越ワヅラフヲ通サントテ、峰ヲキリ開キシナリ。

同、

夫より文を雁書と言とす。

雁書ト云ハ、雁ノ行列カ文字ニ似タリ。又雁ノ足跡ヲ見テ文字ヲ製ト云。

蘇武、漢ノ武帝ノ臣也。北ノ方匈奴胡國ノ北海ニ羊ヲ養フ。羊子ヲ生ハ歸スヘシトテ、十九年ノ間北海ニ苦ム。漢ノ使者胡國ニ至リ、武カ莫ヲ問ニ僞テ死セリト云。時ニ常惠ト云者、使者ニ武ハ北海ニ有莫ヲ具ニ告ル。有時漢王上林苑ニテ雁ヲ射玉ヒケル時、其足ニ武カ帛書有、イカテ死センヤト云。胡國其誠忠ヲ感、蘇武ヲ返タル莫漢書ニ出ル。

同、
歸雁そかん平砂の落雁と社候得と云。
素一を云、素白皓也と、内田何某云。

言葉に、
がんに烏帽子着せたか、かり金に元服させたかと云。
平野何某云、がんとほしを着せたかとは、かりかねと延し言。かりかねに元服させたかと云は、がんと詰て言を元服と言なりと。

論に、
雁くひに成こそ目出度けれ。
按に、雁の首は太く長き物故、太く長く成て目出度と言か。
此狂言秋也。作は二代之内。

雁盗人

此狂言詞の通り、別に不審なし。遠國の大名在京しての狂言也。
此狂言穢なり、作は玄惠法印。

雁磔

此狂言こと葉の通り、別に不審なし。野邊え出雁を射る所を、道通りの者礮を打て雁を打殺し争ふ狂言也。
此狂言秋也。作は二代之内。

萩大名

此狂言こと葉の通り、別に不審なし。在京の大名下京邊へ萩の花を見物に行、歌を詠狂言也。
七重八重九重とこそ思ひしに
十重咲出る萩の花かな
按に、七重八重とは、九重と言ん爲の助字成へし。

九重の都と稱るは、周禮匠人職に出たり。匠人營國方九里は周の代の太子の都の廣さ也。四方に三門つゝ有て合て十二門也、十二門は通して十二支とす。旁三門有。國中九經九緯云。國中と言は皇城にして宮城の事にあらず、經緯とは道條にして南北を經とし東西を緯とす。一門毎に三條の道有て、東西各九條有、是を九重と言。都とは華の訓也、花の都とも名付。

月清集、むかしより都しめたる此里は

たゞわか國の最中成けり 後京極

此狂言龜なり。作は玄惠法印。

右近左近

此狂言こと葉の通り、別に不審なし。百姓の名に右近又左近と言、子細有べし。

按に、右近左近杯と名を附たる百姓、亦牛を持けるなど考るに、八瀬小原の賤成へし。文政六年堀越何某と言者上京しける時、八瀬小原の賤の賣上げを取て貰ひしに、其文に、

覺

一しのふ代百文分。

右之代料たまわり忝受取もの也

六月二日

讚岐 **丸**

堀越久藏とのへ

右の本書は掛物のうらへ張置。此讚岐申には何も國名官名、先祖より申來る由、子細はしらすと答ふ。

東彌子に云、矢瀬小原の土民己をさしてゲラと云は下郎成へし。尤官民にて所に久敷百姓は皆惣髮也。いかさま由緒無之、唯土民にて下郎とは自稱成難かるへし。

此狂言秋也。作は二代之内。

吃り

此狂言詞之通、別に不審なし。謠の文句に下郎と言事あれば、矢張八瀬小原の賤成べし。

謠に、

河内の國に聞へたる、あふみ堂の市場にて布壹尺も得賣らで。

河内の國に近江堂と言有。今は市なしと言。

詞に、

十二の手足と云。

南畝券言に云、器財を道具と云は佛語なり。中略。義經記に、からの鏡を取出し、是は山伏の御道具かといへは、ちごをくしたる旅なれば、けはひの具足を持間鋪いはれかあらはこそし、是にて道具と具足の詞あきらか也。山伏に道具と云、俗に具足と云し也。

手足とは道具成べし。併手道具ともふるくより言あやまりしや。

つれ／＼三考廿八段に云、人しつまりて後ななき夜のすさびに、何となき具足とりしたゝめ。

詮に、具足とはよろつの道具一具そろへたるを言。

論に、

はくち打の賽目きれ。

つれ／＼草百廿六段に、はくちの負極て、残りなく打入れんとせんにあひては打へからず、立歸り續て勝へき時の至れるを知へし。其時を知るをよきはくちと言なりと、ある者申き。

此段萬事に渡るへき也。陰極て陽生の心也。天地万物の道にひとし、是はくちの指南にあらず。か様の業迄も、天理を離れぬと言事成へしと云。同後廿一段に、筆をとれば物かゝれ、樂器をとれば音をたてんと思ふ。盃を取ば酒を思ひ、さひをとれば灘をうたん事を思ふ。心は必ことにふれて来る、假にも不善のたわむれをなすへからず。下略。

大鏡師輔公の傳て、攤打せ給ふと有。重六の沙汰あれは双六の事也。攤他干切カンカヘにてタンの聲なれ共、ダとにこりて讀と云。

論に、

扇子て折たたたとふ紙に、はひほ杯おし入れ、いせ水吞の古うして。

はひほとは、白粉の事と云。

伊勢水吞と言は、土器之類杯かと、勢州住大久保何某え尋しに、いせ水吞と言物昔より不知と言。今は二見ヶ浦より出る貝あり、夫を旅人腰に付て水吞に用ゆ、是を今伊勢水吞と言と、猶尋べし。

地白かたらひのかたのかつと破れたをと云。

日中行事に云、五月五日内裏にて、匂袋薬玉扇子を別當より女藏人迄被下、俗に是をボンホク扇と云。洞中にてけふより女房上下帷子を色に染着る附帶也。此事は洞中計りの御沙汰なり。俗に地白帷子と言。思ひくゝに染る也。

地白帷子とは地白にて、花色中形模様の中に掲布色を染し也。ヂシロと云。

わおんなど云。

わ女わ男、惣而悪口の詞成べし。

つれく草百卅五段に云、資季大納言入道とかや聞へける人、具氏宰相中將にあひて、わぬしの問れん事、何事成と答へ申さん。下略。

詮に、わ主汝也、吾の字をわとよむ也。人をして吾子と云も此義也とあり。

此狂言四季を論せずと言共、八瀬小原因てこゝに記す。作は二代之内。

黒木

此狂言こと葉の通り、別に不審なし。矢張八瀬小原の賤成べし、山へ行木を取とは黒木の事か。

阿比

おふこと鎌を取て被下いと云。

東歸子に云、物を擔ふ枴をあふこと訓ず。京都の俗は轉じてもつこと言、又擔ひ棒と云。又

江戸にては天秤棒と言、大坂にてはあふこといふ。あふこの名久しき事と見ゆ。

古今集俳諧歌に、

人こふることをおもにとになひもて

あふこなき社わひしかりけれ

此狂言四季を論せずと言共、八瀬小原に因て爰に記す。作者二代之内。

狐塚

此狂言詞の通り、別に不審なし。

河内國石川郡春日村に狐塚と云あり、奥州山田と云所に狐塚と言有。替の狐塚に小唄有、その文句皆奥州名所の事あり。然は奥州の狐塚か。

詞、

いほをきつて置たと云。

魔也。稻村のよふにして内に居ると云。

鳴子の事を、

賤の男か山田にかけし鳴子繩

引てはなせはやるこ成覺 西行

小唄に、

名所は都に聞へたりと云。

名高き名所故、都迄も聞へ有ると云義か。

浅香沼、かつみ草名物也。花の咲を花かつみと言。

忍の里、文字摺石。今此石にて摺を忍ふすりと言。

姉葉松、又上げ葉共言。

鹽竈、千賀の浦。

松嶋、日本三景の一也。

平泉。竹櫻などの名所也。

詞に、

あひらうんけんと言。

阿毘羅吽劄

鬼の山花

地水火風空

アヒラウケン

アヒ

ケン

金剛界大日

胎藏界大日

此狂言糴なり。作は二代之内。

三人夫

此狂言詞の通、別に不審なし。百姓事と言。

諸藻鹽草に言、二神海原をさぐり給ひし時、鋒のしたより此國となる故淡路と言。路は波の上陸路出たるゆへ也と。同書に、日本武尊東夷を征し、當國に歸り給ひ、帶せる劍を熱田に納る。此劍は元大蛇の尾より張出したる劍也。その劍此國に有故、尾張國と云。同書に、大き成野三つありしゆへ、三野の國と名附しか、美濃と書改ると云。御倉の事、萬増公事の事、前に記す。

淡路の國の御百姓の名を、つうぢと言。

尾張の國の御百姓の名を、まかぢ。

美濃の國の御百姓の名を、是へ參ふと言。

何も御年貢色品はなし。

國の名によそへし哥、

あわちより種蒔そめて三つ葉さし

花咲尾張美濃のなるは稻

御百姓の名によそへし哥、

淡路より多の寶つうし船

まかちか漕てこれへまひろふ

大和物語に云、下野國に男女住わたりけり。としころ住ける程に、男女をまうけて心かはりはて、此家に入りける物共を、今の女のかりかきはらひもてはこひ行。心うしと思へと猶させて見けり。ちりはかりの物も不殘皆持ていぬ。唯殘たる物は馬舟のみなん有ける。夫を此男のすさまぢと言ける童をつかひける。して此舟をさへともにおこせたり。此童に女の言ける。なんちも今はこゝに見へしからなといひければなと言たてり。女ぬしおはせず共、さふらひなんと言たてり。女ぬしせうにこきこへは申てんや。ふみはよに見なはし、たゝ詞にて申せよといひければ、いとよく申さふらわんと言ければ、斯言ける。

ふねもいぬまかちも見へしけふよりは

うき世の中をいかてわたらん

と申せと言ければ、男に言ければ、物かきふるひいにしおとこなん、しかなからは、こひかへしてもとのことく、あからめもせてそるにける。

按に、つうじこれへ參ふ杯と言名も、なとやゝおかしく思へ共、いにしへは有し事なるへし。猶能々尋へし。

皆人。つれく三考百十三段に云、さいわ丸は太秦殿の男、料の御牛飼そかし。此太秦殿に侍りける女房の名共、一人はひさ幸ち、一人はことづち、一人ははらはら、一人はおとうし

と付られけり。

詮に、此太秦殿は牛を好給ふて、女房の名をも牛をよそへて付給ふと云。

日本記に云、雄略天皇十七年三月土師連に詔して、朝夕の御膳を盛へき清器を進らしむ。こゝにおいて土師連祖吾^{ソツケツサ}来狭々村より奉る。来狭々は宿野の舊名也。是を土器の初めと言。亦土器に三度入、五度入と言有。是は一盃つゝ三度汲程を言、五度七度も同斷なりと言。かわらけわりてとふ事、猶尋べし。

川嶋何某云、かわらで春の末榮へける。

此狂言糺なり。作は二代の内。

筑紫奥

此狂言詞の通り、別に不審なし。百姓事といふ。

諸藻鹽草に云、崇神天皇夷國征伐の爲渡海の折、養求に入前後見へさりしに、火の光り見へける所に、悪風御舟を吹ちらしけるに、吹着たる處、前に着たる國を筑前、後に着たるを筑後と名附給ふと也。

按に、奥筑紫と言は筑後の事歟。

唐畫、香箱、沈麝香、金欄、純子、純金、綾錦、虎皮、豹皮貢にす。

同書に、和銅六年に丹波の内を分て一國とす。丹波の北に當る。北は後成るにより丹後と言。

按に、奥丹波とは丹後の事歟。

柚香、柑子、橘櫛の實。栢榴、梨の實。栗枝折、菓蓐貢にす。

ありの實は梨なり。けんのみは櫛歟。けんぼなしとも云。

阿に、

田は一反きたなか作りますると言。

聖德太子十六歳の御時、百濟國より諸職人を御招有て、寺塔を采建有し也。其時萬の農具等に至迄、本朝に渡る。其比田畑畝割三百六十歩に割と言、同年六齋日を示し給ふ。本朝六齋日のはしめと云。

按に、田一反とは三百坪と言。然はキタナカとは百五十坪、半反の又半分か、七拾五坪歟。此狂言糺也。作は玄惠法印。

角水

狂言こと葉の通り、別に不審なし。百姓事と言。

攝津國御百姓、鯛を貢す。但し津國の事は雁かりかねに記す。

播磨國御百姓、御教書紙を貢。揖西郡紙の名物也。

諸國藻鹽草に云、神功皇后此所にて雨の晴間を待て御船を出し給ふ所故、晴間と書しと也、又神代には針間と書しと。

河内國御百姓、早田米俵を貢す。

諸國藻鹽草に云、神武天皇銀河をうつし給ひて天の川と言る川有。其川の内なれば河内と言、大古は大凡河内國と言しと。角水と言題にて御年貢をおり入し當座の哥、

攝津

三津の浦ちひろの網をかくするて

水は潜りて魚の止まる

播磨

はりま紙いか成人の斯すひて

筆は走りて文字の止まる

河内

河内なるわさ田を人のかくすひて

一もと植て千もとにそなる

此狂言糺なり。作は二代之内。

粟焼

此狂言詞の通り、別に不審なし。

舊事紀に云、荒神は三座なり。

土祖神 澳津彦命 澳津姫神

太年神天和迦流美豆姫を妻とし、生るゝ御子澳津彦、澳津姫、此二神を諸人竈神に祝奉る。

此狂言糺なり。作は二代之内。

合柿

此狂言詞の通り、別に不審なし。都方之者、宇治え柿を喰に行道にての狂言也。

應神天皇第五皇子兔道稚郎子帝位を譲り給ふを、難か辭してこゝに閑居し給ふ。宇治宮と申

奉る。故に宇治の名あり。
名産圓柿とあり。大路方と云は橋寺の脇の所を言。

謠に、

返せ合柿と呼共、くく、取残さるゝ木守のいにしへの人まる柿のもとに休て、歌を案して空うそを吹かせ給ひしためしも有。うたてや我うその吹かれぬ口をかきむしり、後懐しつゝ頭をかきの串さしにあらね共、拾ひ入たる澁柿を、かたけて宿へ歸りけり、くく。

按に、圓柿と言を、人丸柿の本と言かけ、口を柿と言かけ、頭を柿の串指と何も柿に秀句して成へし。諺に巢を木へ残したるを木守と言と。又こねりと言は木にてよく澁のぬけたるか、熟したる義歟。但し柿の名成か。

此狂言秋也。作は二代之内。

柿山伏

此狂言こと葉の通り、別に不審なし。

次第に、

かひをも持ぬ山伏か、くく。道々うそをふかふよ。

按に、戒をも持ぬ山伏か空言と云、又螺貝を持ぬ山伏か空を吹と云。空を吹とは口笛の事を言。戒と螺と、空言と啞と秀句なるへし。

詞に、

惣て山伏のはては鳶になると云。

山伏の鳶に成と言事、猶尋べし。

按に、天狗の画を見るに、山伏の姿有、又木の葉天狗と言に鳶の形有。能にも客僧の体にて天狗と言。大會の能は、大天狗鳶の姿にて東北院の當りにて、山蜘蛛の柄に掛ると有。諺に慢心せしを天狗と言。然は山伏の天狗に成と言心にて鳶に成と言か。

祈りに、

橋の下の菖蒲は、おれ共折れず、刈共かられすと云。

南畝蒨言に云、太田蜀山著頼朝の時、鎌倉のはやり唄也。又此時の俗歌、橋の下の菖蒲は折れ

共おられず、かれ共刈れず。伊東殿土肥殿、土肥か娘梶原源八、佐殿の遣太郎殿、是は蒲の御曹子の御連枝なれと、よわきにもつよきにも、何の用に立給はぬを、菖蒲のおれ共おられすと云。其外伊東殿より下は、時の大名権柄の人にて、もてあつかふたりと言心なりと。岡田何某按に、山伏の祈に橋の下の菖蒲と言も、持あつかふたる心歟。無名抄に云、山伏野臥とは只世をのかれて、山林山野にふす心也。熊野山の山伏にかぎらすと云。

此狂言糺なり。作は玄惠法印。

鼻山伏

此狂言詞の通り、別に不審なし。

按に、此狂言行者の慢心を戒し成べし。是行者に限るへからず、萬事慢心こそ身の破滅なる禁成へし。祈りの内に焉の印を結ふと言、梟成故にからずと言成へし。

惣て山伏の狂言に、祈りにぼろんくと言は、摩利支天の種字と云。



キリハロウ

ノウマクサンマンタボタナン



ボロン

此狂言糺なり。作は玄惠法印。

茸山伏

此狂言こと葉の通り、別に不審なし。前に同じ。

按に、白水は茸を養ひ、茄子は茸の毒を解すゆへに、白水の印を結てかけ、茄子陀羅尼と云成べし。

宇治拾遺第一の二段に云、丹波國篠村平茸多く生る。昔名物のよふ也。その里の者共の夢に、かしらかつかみなる法師共の二三人出来る。いか成人と問ふに、法師原は此年比宮仕よく仕候か、此里の縁盡、今は餘所へ罷候なん事のあわれに、若又此よしを申さすはと思ひて此由を申也と言夢覺けり。此里の人同じ夢見し也。不思議に思ひしか、明年九十月ころになれ共、茸出ずとなん。

大き成茸成事を印し有し儘記。法師と成暇乞せし事なそにて、大成茸出ると言か。

此狂言糺也。古流に限る。作者二代之内。

禰宜山犬

此狂言詞の通り、別に不審なし。

天平風土記に云、伊勢津彦神の國也と言。

奥義抄に云、川多き國なれば五十瀬也と云。又一説に五十鈴の鈴をつめて伊勢國と云。

禰宜の事、内宮は藤浪、中川、井西、世木、佐八、澤田、園田七姓也。遠祖は天兒屋根命より神系を繼り。此家々より兩宮に各十人つゝ補任せらるゝを、正員の禰宜と言。十人の長を一の禰宜と言、正三位從二位に進めらるゝ。三位餘は四位各品あり。

國々へ歩行は御師也。東鑑に云、年來の御禱師權禰宜光親神主と見へたり。又渡會光倫モト大次郎太夫とも有、又豊受太神宮の禰宜爲保神を捧て武衛に面謁を乞ふと見へたり。今も諸國へ大麻を進納も又何太夫と云は、大概五位の諸太夫と云意成べし。

按に、此狂言の禰宜も御師權禰宜成へし。

因て云、哥占八枚の短冊の哥。

ます鏡底なるかけにむかひゐて

しらぬ翁にあふこゝちする

年を経て花の鏡と成水は

散かゝるをや曇ると言らん

末の露もとの雫や世の中の

をくれ先立ためしなりけり

物の名も所によりてかわりけり

難波のあしはいせの濱をき

鶯のかひこの中のほととぎす

しやか父に似てしやか父に似す

千早振萬の神も聞しめせ

五十鈴川の清き水をと

北は黄に南は青く東白

西紅に染いろのやま

ぬれて千山路の菊の露の間に

散袖なから千世も經にけり

上古の占は皆神かゝりにて、弓を持せし也。梓巫などの弓持、神おろしするも此類にこそ。

弓の本末に哥あり。

本

末

神心たねと社なれ歌占の　ひくもしらきのたつか弓かな
度會二見太夫家次、その實否はしらされ共、諸國一見の途にて、頓死して頓て蘇生し、白髮
と成て占の縁を引て、我子幸菊丸に廻り逢し、かつ地獄の物語をさへつらねしとそ。
此狂言多也と言共、山伏事に因てこゝにするす。作者二代之内。

犬山伏

此狂言言葉之通り、別に不審なし。趣意は前に同し。

按に、此僧は禪宗成べし。

南無喝囉怛那哆囉夜囉。

惣て山伏事に迦陀箱と言を持、加持の道具を入ると云。

因に云、山伏之十二道具と云は、

- 斧　柴難　引輔　笈　檜笠　鍋　金剛杖　關伽樋　珠々繫又鈴掛共云
- 火打　兜巾　草鞋

珠々繫は、法華經五百弟子品に云と、委鋪ば聖に尋べし。

兜巾は、十二因縁を表し、行識名色六入觸受取有生老生。

草鞋は、八葉の蓮花を表し、

此狂言四季不論といへ共、山伏に因てこゝにするす。作は文惠法印。

雲山伏

此狂言こと葉の通り、別に不審なし。

凡山伏に天台眞言の二流あり。

天台は、聖護院御門主是を本山と云。

眞言は、三寶院御門主是を當山と云。

毎歳七八月の比、本山當山の修驗道の山伏峰入す。吉野より登るを本山と號し、洞川より原
十八町登るを當山と號す。逆山共言。是を聖室尊師の開き給ふ所也。

詞に、

やあく／＼何と言、江州蟹か澤といふかと云。

江州に蟹澤と言所しらす。

伊勢國鈴鹿山下に蟹坂と言有。土俗云、昔此坂の嶮岨を頼て山賊出て、旅人に暴逆せしより此名を呼、姦賊の横行より蟹坂と呼と云。

世傳に曰、昔此所の谷に大成蟹有、妖をなして人を損する。旅僧是に會て佛經を説、偽て打殺し其塚を築と云。

此狂言四季を論せずといへ共、山伏に因て爰に記。作者二代之内。

慶祈

此狂言詞の通り、別に不審なし。

夫山伏と言は、役優婆塞大和國葛城上郡茅原里の人にして、高加茂氏也。舒明天皇六年に出誕し給ひ、若年にして廣く學ひ佛道を敬し、御年卅二歳の時、葛城の岩窟に籠り、藤を衣とし松の葉を喰物として、孔雀明王の呪を唱て、五色の雲に乘し仙宮に遊給ふ。二つの鬼をして水木を荷せ仕ふに、隨身せずと言事なし。一とせ葛城の石橋をかけんとしては、一言主神を呪縛し箕面の瀧口に入て、龍樹大士と物語りし給ひしなど、類書つらねなは紙墨にも盡難。終に文武天皇大寶元年六月七日、壽齡六十八にして母公を鉢に入、竹葉を波に浮へ諸共

に海に入て後見へす。下略。

南遊記行に云、葛城山は大峰の外、畿内にも近國にも是程の高山は見へす。中略。

役小角の開基也。是山伏峰入して修法する所也。

因に云、紀伊國直川畑村兒の松谷行抔名所有。此地名より谷行と云作りし成へし。松若は都柳坊阿闍梨の徒弟と云。

詞に、

郷の殿と云。

按に、山伏の未部屋住にて、流號などの附ぬ何某郷など、言成へし。何某法印中務卿など、書し物あり。然は法印の事か。縦は義朝の事を頭殿と言、頼朝を佐殿など言、郷殿も此類なるへし。

加持、加トハ佛ノ三密也。三密ト三業トタモチタルヲ加持ト云也。持トハ行者ノ三業也。此狂言四季を論せずといへ共、山伏に因て爰に記。作者二代之内。

柑子

此狂言こと葉の通り、別に不審なし。

語り、

筑紫硫黄か嶋流さるゝ。

さつまかた沖の小嶋に我有と

おやにはつけよ八重のしほ風 平康頼

按に、硫黄か嶋は薩摩の嶋成か。

千載和哥集に、

心のほかなる事有てしらぬ國へ罷けるをことなをりて京に登りて後日吉の社にまいりて
讀侍ける

思ひきや志賀の浦波立歸り

またあふみともならんものとは 平康頼 法名性照

詞に、

太郎官者がろくはらへとふと納りましたと云。

その身の腹と六波羅御所とを秀句なるへし。

此狂言繼也。作は二代之内。

鱧庖丁

此狂言空言を述る故詞詰る處え、てにおはあれは不審多し。

詞に、

此度くわんとなりを被成ると云。

按に、官と成との事歟。縦は受領昇進杯の事成べし。

公事根源に云、正月十一日縣召は外官をむねと任せらるゝ也。外官とは諸國の司にて侍る。

あなかをあかたとは申なり。外國の人を召て任官をさつけらるればか様名付るにや。下略。

都名所圖繪に云。淀川は五畿内第一の大河にして、六國の水こゝに會す。山城、近江、河内、伊賀、丹波、攝津。

故に水のとむの義にて淀と云。此所鯉の名産也。献上の外遊獵を禁づると言。淀の大橋長

さ百四十間あり。淀小橋長さ七十間と有。

按に、をそとは今言川瀬なるへし。

語り、

寛和元年その比は、花山院の御代なりしに、四季折々の御遊殊に越へ御獵に好せ給ふにより、政頼に鷹をすへさせ、國々へ御下行有。折節遠江國橋本の長か宿所に着給ふと云。

按に、圓満十里の外は御幸叶しとて、吉野山を都の西嵐やまへ移されしと云。遠江國迄御下
行の事、尋べし。

續日本紀に云、元正天皇養老元年九月、美濃國養老ノ瀧ヲ觀覽行幸、同二年二月再行幸とあり。

仁王六十五代花山院の愛妃弘徽殿の女御むなしく成せ給ふ御時、悲歎涕泣猶あまり有。故に御治世二年にして、寛和二年六月廿二日聖壽十九歳にして帝位を下させ給ひ、花山寺に至り御靈を剃除し給ふ。法諱を入學と改め花山法皇と稱し奉る。其後熊野權現の靈夢を蒙り給ひ、畿内之近國にて靈佛の觀音三十三所を選ませ是を巡行し給ふ。是西國巡禮の始也。其時自身笈佛を負せ給ふ事は玉體疲れ給はんとて、佛眼上人笈摺の御衣に觀音の像を画せ、御肩に掛させられ廻り給ふと云。七月播州書寫山に行幸まします。寛弘五年二月八日崩し給ふ。聖壽四十一歳。

花山に法皇御幸有しとくかへらせ給なんとせし時

まてといわゝいともかしこし花山に

しはしとなかん鳥の音も哉 僧正遍照

著聞集に云、扱も御門世を背かせ給ふことのおこりいと哀れに悲しく、法姓寺相國の女弘徽殿の女御とてさふらはせ給ひけるか、限りなく御志深かりけるに、をくれさせ給ひて御歎淺からず、世の中心細くおほし亂れけるに、栗田關白いまた殿上人にて藏人の辨と申けるか扇子に、

妻子珍室及王位

臨命終時不隨者

と言文を書持れけるに、御覽せられけるよりいと御心おこりけり。

按に、御位を下させ給ひ、諸國を御幸有し成べし。

花山帝御治世二年にて、寛和二年六月御位を下させ給ふなれば、寛和元年は矢張御治世成べし。去は寛和二年より寛弘五年迄の事成へし。正頼は唐崎大納言なるか。又鷹の祕書と云に、唐崎大納言正頼名譽の達人也、物の堪能成を上手のせららひと言と有。然は正頼は鷹飼の上手を異名して正頼と言か、正頼は酒の君と言歟。しかれば正頼は仁徳帝の時代の人なるか、

花山帝は人王六十五代歟。爰におゐて此正頼は鷹飼の異名かと按、猶尋べし。遠江國橋本は白菅より一里計東也。昔は宿驛有、古歌多し。名所哥枕に、

たかし山松におもゐる鵲の橋

もとかけて月わたるかな 五條内府

建久元年右大將頼朝卿旅館の時、橋本の長より遊女群参すとあり。

東鑑に曰、建久元年十月十八日於橋本驛遊女等群参有。繁多贈物先之有御連歌。橋本トハ濱名ノ橋本ノ事ナリ。

三代實錄に云、陽成天皇元慶八年九月朔、遠江國濱名ノ橋、五十丈廣サ一丈三尺高サ一丈六尺、貞親四年修造。歴二十餘年既以破壊、勅給ニ彼國正稅稻一萬二千六百三十束ニ改作焉。

鹽みてるほとに行かふ旅人や

濱名の橋と名つけ初けん 兼成

三獻の土器すへたりし時、板に鯉を乗て出す。其時の庖丁人は四官大夫唯政也。忠政は三樓近き釣殿に出て畏る。

日本庖丁者ノ初メハ四條家ノ庶流山蔭中納言ナリト云。忠政ノ妻、猶尋ベシ。三樓近き釣殿。按に、今言三階の事歟。

つれ／＼草百十八段に云、鯉ばかりこそ御前にもきらるゝ物なれば、やんことなき魚なれ。下略。天子の御前にて鯉きる時は音楽すと。又後の九十五段に云、園の別當入道は双無庖丁者也。ある人のもとにていみしき鯉を出したりければ、皆人別當入道の庖丁を見はやと思へ共、たやすく打出んも如何とためらひける。下略。

簾子の竹を一けんはづし、下成魚を挾て差上、鵜の鰭をはらりとおろし。

按に、三階近き釣殿は、ちん座鋪にて、下は今言生洲杯の様成物故、簾子を立てて魚を挾上て鰭を切し成べし。鵜は鳥也。

著聞集に云、鵜鷹に交て子をなす。鵜腹の鷹と言、初母の振舞をなして後父の藝をなす。一條院の御祕藏の鷹、初め南殿の池に魚集り浮ひたるに鷹はやりければあわせて大成鯉を取、夫より後鳥も取たりけるとそ。

按に、鵜に鰭は有まし。下より魚を挾上し手際、鵜の枉しよふとの喩なるへし。

語りに、

なみい給へる上北面に下北面。

傳云、并居給へると、又魚を作りし處か。彼のよふとの秀句なり。此仕形執心して習ふへし。口傳有。

上北面は諸大夫也。下北面は五位六位の譜代の侍也と云。

詞に、

今の鱧を洗濟し切目尋常成組に乗せ、青木の生膾箸備前庖丁紙一と重ねおつとり添持出ふ。

大草家料理書に云、魚箸の木つけ若つげなくは山植、是は式箸の事也。膳部方には何にても用木を可用と云。

四條流庖丁書に云、筋之夏先一寸をこがすべし。平形有へく候口傳あり。先一寸こかすへき様口傳可有候。木はウツキ又はコメノクを可用也。口傳有と云。

岡田何某云、其流によりて用る木にも替り有べし。膳部方には何にても用木を可用とあれは、青木を用る事も有べし。

詞に、

南天ぢくのかいしき深草土器と云。

庖丁聞書に云改敷、^{カインキ}四條家庖丁書に云搔敷、皆鋪、飼敷と見へたり。同書にカイシキの事は、

檜葉、南天燭とあり。

なるべしに云、^{徂徠先生}隨筆也。なんてんは南天燭也。田舎人はなでんと言、又らんでんと言人有。

八種画譜に關天竹と云り。唐も和もらとなとはかよふ成へし。

ある人云、なんてんは元來南天竺國より渡りたる物也と云り。さすれはなんてんぢくといへるか正しき歟。何によらず異國より渡りたる物を、其國の名を物の名に呼事有。

こと葉に、

袖の葉のこうとふ貝杓子おつとり添と云。

四條家庖丁書に云、參らせ物の上に置カウトウの事、香頭共申鬚頭とも申也。^{中略}當世吸口と名付て、萬の毎物に香頭を入れること、如何なる仕立そやと云。

こと葉に、

宇治邊に知因の持たもなればと云。

按に、もなれば者なればの下略歟、是語る詞の趣意成べし。

鱒、淀の名物。又山口何某云、鯨。

某が鱒はほうぜうか喰てなひと云。

鶺鴒。

南都寶藏院鎗の祕傳の哥に、

おのか影を水にうつしてとりつらせ

晴たる空に飛びさこ鳥

此心は晴天には水中に魚の影うつるをあやしみて、土に魚附て浮かます。鶺鴒飛遊ふ影の所は、鳥の影にて魚のかけほうしうつらぬ故に、土をはなれて水の上に浮處を鶺鴒と云。此心を鎗の祕傳と言。

此狂言穉なり。作は二代之内。

惣八

此狂言詞の通り、別に不審なし。

此狂言四季を論せずといへ共、料理に因てこゝに記す。作者二代之内。

庖丁髻

此狂言詞の通り、別に不審なし。

庖丁名庖子所_ニ以宰_ニ割肉_ニ者也。蓋庖丁ハ人ノ名也。梁ノ惠王時執_ニ宰割_ニ者也。聲入に庖丁を好と云事、何國の式成歟、猶尋べし。

此狂言四季を論せずと言共、料理に因てこゝに記す。作は玄惠法印。

伯母か酒

此狂言詞の通り、別に不審なし。

万葉 味酒の三輪の祝の山てらす

秋の紅葉のちらましをしも 長屋王

此五文字に三訓有、味酒、味酒、味酒。

詞林採葉に云、酒を三輪と言事、三輪明神の造り初給ひしと云。

日本記に云、素盞鳥尊出雲國簸川上に天降りましますとき、啼哭聲聞ゆ。是を尋給へは、老たる夫婦の者有。其中に壹人の少女を置いて撫て悲む。尊問給ふは、汝達は誰、何故斯愁る。夫婦答て、我等は此所の國神也。名は脚摩、乳妻は手摩乳、童女は吾兒にして名は奇稻田姫と申ける。此山中に入岐大蛇有、往に我兒を多く吞れ、今壹人残りたる少女もけふはた吞れんとす、是を脱免術なく故嘆哀傷と申。尊俱に歎せ給ひ、我その大蛇を戮へし、然らば少女を我妻に得させんや。老人大に喜勅に隨ひ奉。下略。此脚摩乳手摩乳酒を造ると云。

故實名目に云、昔竹の葉を三本の木のうつつほの雨水にひたして、酒を造り出せり。三本の木は杉の木也。今酒屋に杉の葉を出すは此故也。又酒をみきと言は三本の木の義也。竹葉と言も是也といへり。是等は皆附會の俗説也。酒屋の軒に杉の葉をつかねたるを釣事は、杉の葉を酒にひたす事有。又木香と言て、よき杉の木の根を削りたるを酒の中に入る事有。又酒に用る器物皆杉にて造る物なれば、是等に依て斯するか共思へと、猶能思ふに杉の葉を酒にひたす事は、味替りたるを直さんとてする事也。又中品の酒は六七月の比遠方に運送するには、途中にて損する故に木香をは入る事也。木香は能酒の氣味を助てそこなわぬ物なれば、上品の酒は替る事なければ用るに及はず。至て下品の酒には番樹をも入る事有。去ばもとより祕事なるを、いかて家の目印に思ひよりて付け初むべき。又器物に杉を用るは酢も醬油も同、酒にの

み限れるにあらず。按に、崇神記に宇磨佐開瀬和云々と有。厚顔抄に神に奉る酒を三わと言故に、味酒の三わとつけたりといへり。又三輪に印の杉たる門など詠る古歌多し。件の杉の葉は、是に寄てうまき酒有との印にはしたる成べし。舊説の大物主神の酒を造り給ひし故に、その神のます三輪山に味酒とはかむらせたり。且神酒と書て美和とよむといへるにあやまり有事共、委敷冠辭考にときあかせれと、此杉の葉の事なそは唯よの常の説を用べし。又今神に奉るをのみみきといふと心得るも非也。御酒は貴人ならても御酒と言、きは酒の古語也とぞ。みきに數説有て或は三季とし三寸とすれとも皆ひかこと也。酒をさると云事種々論しあれ共略す。

此狂言秋也。作は二代之内。

河原太郎

此狂言詞の通り、別に不審なし。

市は往古より有、賈の市、辰の市、三輪市など古く歌にも詠す。

按に、此市は和州三輪當りの河原の市歟。

此狂言穢なり。作は二代之内。

此狂言詞の通り、別に不審なし。

此狂言古流に限る。秋也。作は二代之内。

若市

此狂言詞之通り、別に不審なし。

論に、

御前の勢は是を見てちうきあみ斯や上人我もくくと掛り給へは、若市は小鎗を抜て、昔のあまの了岸師も劣まじと、こゝやかしこを突廻れはと諷ふ。

チウキアミと言莫、尋べし。

昔は鎗なし、梓又は拾摺の劔なと、言有。十摺の劔は漸栖三尺計りと言。後九寸五分を竹又は木に結附て遣ふ。楠の簾下安間了岸鎗を工風すと言。若市は了岸にも劣らぬと言義敷。安間尼と秀句して成べし。

此狂言龜也。作は二代之内。

狂言不審紙種

此狂言詞之通り、別に不審なし。

大嘗會便蒙上に云、大嘗會と云は其年の新穀を天子自ら天下の諸神へ供し給ふ義也。諸神悉嘗給ふが故に大嘗とは言。又新穀を供る故に新嘗共言。抑新嘗と言事は日本記神代上に、天照大神の新嘗と見へたる是初也。去ど是は自らきこし召計にて祭にはあらず。同下に、天稚彦か新嘗と有も又同し。人の代に至りては仁徳天皇四十年に、當新嘗之月。以宴會日賜酒と有、是初也。去と何様に行れたるや知らず。其後清寧天皇二年十一月に、依大嘗供奉之料遣_ニ於播磨國司山部連先祖伊與來目部小楠と見へたる、大嘗の字の出たる初にて、播磨國は則齋國成と見へたれば、大嘗の義はまさしく此時より初ると社言べけれ。又顯宗天皇二年十一月に、播磨國司伊與來目部小楠於赤石郡親辨新嘗供物と見へ、又夫武天皇五年九月爲新嘗_ト國郡也、齋忌則尾張國山田郡、次は丹波國河沙郡など共見へたれば、昔は大嘗共言新嘗共言て、さして差別も見へず。夫より後大寶元年の令に至りては、すへて大嘗と言て其中に、毎年行るゝは事小にして、御一世に一度つゝ行るゝは事大成を、共に新嘗とはいはざりし。令より後の國史貞觀延喜等の書に至りては、御一世に一度_ツの事大成計を大嘗會と言て、毎年のは新嘗と言別る事に成て、今の世迄も如斯。扱新帝の御即位七月前なれば、其

年に大嘗會を行はれ、八月以後なれば翌年に行るゝ定にて、後花園院の永享二年庚戌迄は行れ來りしを、後土御門院の御代初兵亂の半成しに依て行れず。夫より中絶して中間二百五十六年を経て、東山院貞觀四年丁卯に至りて再興せらる。然に先帝中御門院の御代の初又故有て行れず。當今も享保二十年乙卯十一月に御即位有たれば、翌元文元年丙辰に行るへき例なれ共行れ難事有て延らるゝ。同二年丁巳は諒闇たりしに依て、今年戊午貞享より中間五十一年にて再興せらる。抑貞觀延喜の比に行れたる大嘗會は、其規式廣大にして今世にまなひ出べくもあらず。下略。兵庫寮立神桶戟於大嘗宮南門東西。兵庫寮は武器を司る宮成故に桶戟を立、今度は川越兵庫頭賢兼是を勤る。神桶は長さ三尺計廣さ一尺二寸計、頭は闕たるかことくとがりたる處三つ計有、出る裏の方執手有、表裏共に黒塗也、神戈は柄の大き七寸廻り黒塗、鏝は金箔を貼、身には銀箔を貼、鏝の下に大和錦の鱗有、ひれの下三つにさけて三つ乍その端尖る、此鏝は大嘗宮の南門の外裏東西に一竿つゝ地突立る、昔は此鏝八本あり、石上榎井兩氏の内の物部を率ゐて是を立る。按に、此狂言の仕手此兩氏の内成歟。此狂言多なり。作者玄惠法印。

昆布柿

此狂言詞の通り、不審なし。
百姓事。淡路國丹波國の御百姓昆布と柿を御年貢に上る狂言也。
御年貢に寄し哥、

ことしより所量の日記かきまして
よろこぶ儘にところ繁昌

淡路國御百姓柿を貢。名はとふて何しよと云。
丹波國御百姓昆布を貢。名は栗の木のかせひにもりうたにたりうた、たりうたにもりうたにばいゝにぎんばきんばひにばひやれと云。
何も異成名のよふなれ共、永祿天正の比高木公の御内に駒法師といへるを、軍中にも御連有たると聞、又寛政の比奥平公の御内に、筑紫分腹見高山峻高藤形部左衛門と言し人有。
なるべしに云、源平物語の老竹弱竹、曾我物語のかたかひ、一本濱成淺草觀音を取あけし川成竹成なと、古は賤き者の名は大方かくこそつけたらめと思わる。
此狂言多なり。作者玄惠法印。

文蔵

此狂言の名目を豊三義安の事故、昔は豊と書しが、いつの頃よりか文蔵と書改しそ。一体詞の通り、別に不審なし。

饅頭、又點心と云。

宗五大草紙に云、羹の類の事、

砂糖羊羹 と言は常の羊羹とは違ふと云。按に、今言煉羊羹の事歟。

籠羹

鱸腸羹

雲鱸羹

竹葉羹

白魚羹

水鱸羹

寸金羹

卷餅羹

なと、書記しあり。

扱も石橋山の合戦は、治承四年八月一日と云。

石橋山合戦は治承四年庚子八月廿三日戌刻也。

岡崎悪四郎義實子眞田與市義忠、此義忠を義貞と云。

忠吉將軍の御代奉恐て貞と翳せしを、今も其儘に言。

大庭三郎景親、舍弟 股部五郎景久。長尾新吾爲宗、同新六定景。

籬の夜のかた割月のかたくも

をちてそ水のそこにこそ住

語りに、

たとへは板屋の甍環の端なきか如しと云。

板屋を走る甍田の西の稻子の飛ことしと言義也と。

こと葉

昔釋尊師走八日の御山入の時、御身をあたゝめられん爲きこしめしたる温糟粥の事であるふ。

公家年事に云、十二月八日供温糟粥櫃司より調進之。

御献、温糟粥、御一献、御陪膳典侍一重衣にて勤む。

温糟粥とは菁の葉を入れて餅を少く裁、生栗を短尺色紙にきりて入る、あま酒を中へ入申候飯也。

此狂言冬也。作は玄惠法印。

二千石

此狂言名目二千石と言は孟に云、假に諸侯に成たる異名なり。中二千石杯と三通り有り。やくして諸大夫也と云。言葉之通り、別に不審無し。

按に、代權頭を二千石と言と。然は鎮守府も權官也。依て此狂言の名目を二千石と呼成べし。

諸に、

二千石のまつにこそ千歳を祝ふ後までも、其名は括せざりけれ、く。

按に、奥州に姉葉の松、名古屋の松、支瀉松など名高きまつあれと、二千石の松と言しれす。攝州茨木郡に千石松と言有れ共由緒詳ならず。前に云權頭を二千石と言とあれは、權官も實の官に成よふにと祝ひて、千歳といはん爲に松と言かけし成へし。別に二千石の松と言有や、尋へし。

貞任は人皇七十二代堀川院御宇の人なり。

前九年の戦は伊豫守頼義、後三年は八幡太郎義家公也。

年ころはたてを揃へてをりしかと

衣のすそはほころひにけり 貞任

太刀を捧て落行自害す。義家公宗任爲菩提寺を建ると。

語りに、

うたの庄と言大庄を給うより。

按に、うたの庄と言所しれす。大藏彌太郎和州宇田郡知行有。若はウダの庄にてはなきか。乾のすみは惣て尊き物を納る。地所と宅相と云。謠の大明神、猶尋べし。此狂言四季を論せずと言共、前の狂言に因てこゝに記す。作は玄惠法印。

八幡の前

此狂言詞の通り、別に不審なし。

新續古今 八幡山跡たれ初てしめのうちに

猶萬代とまつ風そ吹 後鳥羽院

山城國綴喜郡男山鳩嶺正八幡宮御鎮座也。八幡山又雄徳山とも、山下に放生川有、毎年八月十五日放生會あり。人皇四十四代元正天皇御宇養老四年より初る。放生會有に依て川の名とす。

大和物語に云、昔津の國に住女有けり。夫をよはふ男二人なん有ける。ひとり其國に住男
 姓はむはらになん有ける。いま獨はいつみの國の人になん有ける。姓はちぬとなんいひけ
 る。

万葉集には、菟原牡子と書て、うなひおとことよめり。又菟會處女共あるを、仙覺抄の説に
 菟會は所の名といへり。されといせ物語にも、うはらのこほりあしやの里とあれば、うはら
 うない同事にや。万葉集に、血沼壯士その夜夢みてなん侍る。哥には、

塚のうへの木の枝なひけりきくかこと

陳努壯士にもよるへけらし

葦屋處女墓、能には求塚、千奴笹田の万次郎男うなひ、おと女を戀て言よりけるに、何れへ
 返事もなし難く、いく田川に浮鳥を射て當りし方へ返事すへしと定、鳥を射けるに同し矢つ
 ほに當りければ、女はせん方なく生田川へ身を投空敷成ければ、二人の万次郎男も空敷成け
 るとなん。

按に、此物語りを秀句しての作意成べし。

弓矢之濫觴と云書に、弓は音穹是を張て穹々然たり。宇苑に、弓は箭を遣る所以の器也。太
 白陰經に、庖儀氏木弦をして弓とし、木をためて矢とす。易の繫辭に、黃帝堯舜より作ると

也。又山海經には、少皞般を生始て弓矢を作ると見へたり。又爭夷矢を作り揮弓を作ると
 也。郭璞か云、弓矢は一器也。兩人にて作ると云事うたかわしき事也と。又墨子に、羿弓を
 作る。荀子に、偃矢を作る共云。又射史には、蚩尤亂を起す時、黃帝弓矢を作ると見へたり。
 本朝には神代より有て、天照大神の御時、天忍日命背に天の盤瓠負に高鞆をはき、手に天の
 梶弓天の羽々矢をとりて、八つ目のかぶらを持給ふと云。又日本武尊東夷せるばつの時より
 始ると云説あり。神代卷に、天照大神手に弓弭を振立てとあれば是濫觴にして我朝一張弓の
 おこりとするべし。的は本朝には、清寧天皇に始ると云。もと正鶴の射禮をもととして、次
 第に品替り四半丸物提針杯とあり。

蟻川何某殿の傳に、四半とは紙四つに折は半分と言。圓物とは鞠の様成物をさげ、下け針も
 同じ事也。唯はなれ第一の事と聞。

哥に、

いかはかりかみもうれしと思すらん

八幡のまへにとりゐたてたり

もうくとは造宮也。

此狂言多也。作者玄惠法印。

引鋪盤

此狂言詞の通り、別に不審なし。

此狂言多也。作者玄惠法印。

止働方角

此狂言詞之通、別に不審なし。

按に、茶くらべとは今言茶かぶきの類歟。

ワタシ。圖之通りの茶壺なり。



寂蓮童子の文。馬術の祕文と云傳ふ。海瑞上人の云、佛説に釋迦如來馬に乗給ふ時、寂蓮

童子は口取也。此寂蓮馬の口に附ば馬そばへず、供奉の諸菩薩安心して、馬そばへても働せ

すと聞、猶能聖に尋べし。

此狂言多也。作者玄惠法印。

あかゝり 輝

此狂言詞の通り、別に不審なし。

茶の湯の事は、前に記す。

六根へ染渡るとは、

眼 耳 鼻 舌 身 意 六根なり。

あかゝりは戀の心にあらね共

ひゝにまさりてかなしかり梟

輝は彌生のすへのほとゝきす

うつき廻りてねをのみそなく

輝は春はこゝろにかへれかし

冬こそあしのもとに住共

惣て歌連哥をほむるに、天神は御座りませぬと言は、矢張菅神の御事なり。

此狂言多なり。作は二代之内。

此狂言調之通り、別に不審なし。

茶道要録に云、第一ニ水ノ吟味ヲスベシ。唐ノ張又新ト云者、南方ノ内ニテ七ヶ所、次第ヲ定メ水記ト云書ヲ作ル。宋ノ歐陽修カ大明水記ニ、山水ヲ上トシ江水ヲ次トシ井水ヲ下トス。本朝ニモ透逸タル名水多シ。是ヲ吟味シテ可用。故ニ茶道ノ篤實ヲ感美シテ其水ノ抽ンテタルヲ試。

此狂言も茶の湯にて、何もを呼と云て水を吟味するなり。

茶の湯には水か専ぢやか、何方かよかるふそ。柳の水さめかいの水、扱は野のしみつかと申まする。中にも清水か能と申まする。

柳の水。京都西洞院三條の南に有。いにしへ此所に鳳凰山京都西洞院三條の南に有。いにしへ此所に鳳凰山

佐女井の水、又醒井。京都五條の南に有。足利將軍義政公茶道に好せ給ひ、此水京都五條の南に有。足利將軍義政公茶道に好せ給ひ、此水を愛給ふ。井筒に銘あり。元和二年有樂再建之とあり。

野中の清水。京都の内には見へず。都にて名高き水。

夜を寒み瀬和井の水は氷るとも

庭火は春のこゝち社すれ 大江匡房

瀬和井の清水、大原野の林中に有と云。

古郷の板井の清水みくさいて

月さへすます成にけるかな 俊恵法師

板井の清水、鳥羽上久世にあり。

播州明石郡野中清水、播州十水の其一也。十水とは、

小野江清水 笹井清水 星田苔清水 花垣清水 小野清水 御所清水

櫻井清水 野中清水 井口清水 落葉清水

一當國十水の事は名水に絶たる事候得は其時の畏心を付猥りに汲之取せ間鋪事也
水守日毎に一升の扶助し給ふ米等年毎に十俵をとらせ三人つゝ可申付所也

文龜三年二月

志水甲斐守判

いにしへの野中の清水ぬるけれと

同じ心をしる人そくむ 詠人しらす

山家集 むかし見し野中の清水替らねは

我かけをもや思ひ出らん 西行

七つ下て清水へ參ればガゴチか出ると申ますると云。

元興寺とは、鬼の出ると云事也。

人王卅代欽明天皇十三年、百濟國の清明王、金銅の釋迦像一軀ハタキヌ幡蓋經論多の卷を帝に贈り奉る。其時群臣奏て云、夫我國は天地の社稷の百八十神をこそ祭り給へり、他國の神を崇給ふへしやと報奏しけり。故に蘇我の稻目に佛を給りければ、小墾田の家に安置し向原寺となしけるが、終に守屋大連寺を燒拂、佛を難波の堀江にしつめけり。向原寺は本朝寺院の初也。此寺再建して元興寺と改られしと三代格に云。

日本記に云、推古天皇四年に聖德太子守屋を討て、飛鳥の地に寺を草創し給ふ。初めは法興寺と云。

玉林抄に云、四門の額南に元興寺、北に法滿寺、東に飛鳥寺、西に法興寺とかけられたり。いにしへは伽藍魏々たり。今おとろへて五重の塔に大日如來を安置す。下略。昔此塔に鬼の棲けるよし云。

詞に、

こゝにふりうの面か御座ると云。此言葉餘の狂言にも云。

遊仙窟に云、風流と書ておもしろしとも、又なさけ有共よめり。又たわれる、狂とも。

此狂言四季を不論と言共、茶の縁に因てこゝにしるす。作者二代之内。

抜観

此狂言詞の通り、別に不審なし。

大和物語に、

みちのくの安達か原の黒つかに

をにこもれりと聞はまことか

八雲御抄に云、心にくき事を言と註せさせ給ふも、此歌の心によりてにや。女をヲニとよむ事、伊勢物語に侍る。阿含經の外面似菩薩内心如羅刹と言をひけり。今此物語の哥をつまひらかにいは、塚と言より鬼と詠そへ哥にや。孝經、爲之宗廟以鬼享之。人の死せるを鬼といへは也。爾雅、鬼者飯也。古名死人爲飯人と云。源順和名に云、人神。周易に云、人神曰鬼。和名於邇。下略。

按に、前に云野中清水と云は播州明石郡に有十水之内なれば、此狂言も播州の清水成へし。

其證は播州印南野に鬼有と言狂言あれば、此清水は播州の清水成べし。猶鬼繼子の所を見て考べし。

此狂言四季を不論と言共、清水に因て記之。さく者玄惠法印。

鬼のまゝ子

此狂言言葉の通り、別に不審なし。

播州名所に云、播磨國印南郡、印南は景行天皇の后播磨國稻日太郎姫と申奉は、則印南の同訓にて此國の産也。印南野、此地今野中清水有所を證として、古へ曠野の様を見るに、明石郡の西より加古郡の東を掛て二里計りの間を云へし。今は新田にすきて人家も多し。野谷野寺野村など、皆野の字を冠らせて呼也。明石印南加古は、大古は明石一國にして其中野也。元より明石は津國須磨の方へも亘り有し事、古歌のやうに見へたり。又萬葉集に、神龜三年九月元正天皇播磨國印南に行幸の長歌等あり。如斯の曠野なれ。鬼泣と言諺なるべし。むかしより鬼を従しと云傳は、天智天皇の御時、逆臣藤原千方は金鬼風鬼水鬼隱形鬼の四鬼を従て、伊賀伊勢の間にて王命を背く。紀友雄に詔有て千方を討しむ。友雄一首の歌を詠て敵軍へ贈る。

草も木もわかあふ君の國なれば

いつくか鬼のすみか成へき

鬼等はを吟して感動して、皆ちり／＼に去にける。千方勢盡て友雄に討れぬ。源賴光は四天王を連て、大江山にて鬼神を戮し、田村將軍は鈴鹿山に鬼神を討、渡邊綱は羅生門に鬼の腕を斬、平惟茂は戸隠山に鬼を誅すと言。

是皆賊也と言、狂言の鬼と言も賊の類歟。

蓬萊の嶋の事は、節分に述る。

此狂言四季を論せずといへ共、播磨國に因て記と。作は二代之内。

首引

此狂言詞の通り、別に不審なし。

按に、鎮西の所縁の者と言共、矢張爲朝の事成べし。爲朝は六條判官爲義八男也。待賢門の合戦の時、遠流せらるゝ歟。鬼か嶋へ渡りしと諺、猶尋べし。

此狂言四季を論せずと言共、印南野に因て爰にしるす。作者二代之内。

連歌盗人

此狂言詞の通り、別に不審なし。

連哥の事は、前に連哥毘沙門に記す。

詞に、

天神な御座りますまひ、玉津嶋も成ますまひと云讚る。

玉津嶋の神を衣通姫也と云て、和哥の神とする事。

袖中抄顯昭云、故左京亮被_レ申、住吉神主國基云、住吉は本三社也、四社は玉津嶋明神即衣

通姫也。後にいわられ給ふに依て、和哥を好給ふと言。

天神は矢張菅神なるべし。

和哥に、

實や和哥のこと葉にも、鬼神迄も納受とはかゝる事をや申らんと云。

按に、古今の序にも、目に見へぬ鬼神を感せしめ杯と有、もと和歌より出し故歟。

發句、

水に見て月のうへなる木の葉かな

添發句、

梢散あらわれやせぬ下もみち

しくれの音をぬすむまつかせ

闇のころ月を哀れと忍ひ居て

覺へきゆめそゆるせ鐘の音

此狂言多也。作は玄惠法印。

察化

此狂言詞之通、別に不審なし。

平野何某傳來之書に、にこひのさつくわと云は、鯉の内に似鯉と言て鯉と見へぬよりて鯉有、是を似鯉と言なり。

一書話に云、鯉の瀧昇りの段に、瀧門の下流より毎年三四月比、黄鯉群をなし瀧を昇れば龍に化すると云事、古書に出て子供の話にも云事なり。

此話は周易より出しか。又周易の變卦は自然と此話に似たる。龍は陽九の數にて九々八十一

鱗有て乾に象る。鯉は陰六の員也。六々三十六鱗有て坤に象る。黄は坤土の正色。三月は夫
 卦にて☷。坤より變し來て一陰尙殘る。四月は純乾☰の卦にて、坤盡く變して乾となれ
 り。是鯉の龍に變化する事四月に有。鯉は陰六の數にて地に象る。文字も里に従ふ故に、本
 邦古代一里を六丁と定め、其後六々乗して三十六町と改め給ふ。
 美濃と越前の境成山中より尾の赤き鯉有と。是は瀧昇りして龍に成そこないしと云。尾張に
 有似鯉と言物の如しと云。

按に、此狂言のこひのさつくわと言は、紛敷者故にこひと言し事にや。さつくわと言も
 其時の式に應し、いろ／＼の者に成て人をたらす成べし。惣て田舎の者はかならず國辨有物
 也。夫を程能察して化すの義にて、此狂言の名目に附しや、今言かたり杯の類敷。右を古言
 に似鯉と言敷、田舎者に程能察して化すなれば似聲敷。

此狂言四季は論せずといへ共、連歌に因てこゝに記す。作者二代之内。

千切木

此狂言詞の通り、別に不審なし。惣て物毎にさし出たるは惡敷物也との禁なるへし。
 連歌の初心構とは、未熟成者寄合て構をいとなむ成べし。

謠に、

いさかひはてゝの千切木とは、かゝる事をや申らん。

按に、謠に云喧嘩過ての棒ちぎりきと言成べし。

此狂言四季を論せずと言共、連歌に因て記之。作者二代之内。

是より末四季を定まらず、雜の分なり。

末廣かり

此狂言詞の通り、別に不審なし。

言葉に、

され繪さつとしたか求度御座る。夫は假名が違ふたと云。

画の系、柄のえ。

明魏法師は、すでにかなもしつかひをやふり、いゝをおえ系の類皆ひとつに書べしといへ

り。

言葉に、

代りは三條の大黒屋て請取ふと云。

此狂言に限り言は、傘に附ての事也。三條大黒屋仕入と有を大黒傘と言よし、今も大黒傘といふて用る。

囃子物に、

傘をさす名有る春日山、是も神の誓とて、人が傘をさすなら、われも傘を指ふよ。

公事根源に云、春日四所大明神と申奉るは、第一御殿武甕槌命、第二御殿齊主命、第三御殿天津兒屋根命、第四御殿姫太神なり。神護景雲元年六月廿一日に、武甕槌命常陸國鹿嶋より御すみ所尋出給ふ。御乗物は鹿にて柿の木の枝を御鞭に持せ給ふ。伊勢國なつりの都につかせ給ふ。御供には中臣連時風秀行と言人も。十二月七日大和國あへ山につかせ給ふ。同じき二年正月九日三笠山に跡をたれ給ひて、天兒屋根命齊主命姫太神命のもとへ此よしを申させ給ければ、齊主は下總國香取よりうつらせ給ふ。天津兒屋根は河内國平岡より移り給ふ。姫

太神は伊勢國より移らせ給ふ。則天照大神の分身にてまします。同き年の十一月九日託宣の事にて、御門より勅使をたてられ、三笠山の下つ岩根に宮柱太木たて、かの四柱の明神をあかめ奉る。

大和名所に云、南大門、澤瀉門とも云。薪の能、此所にて毎年二月七日より十四日に終る。夫禮式は弘仁十二年興福寺の東金堂廿八相の花、西金堂三十二相の花、六十種の香花をかさり、擁護の祖神權實の諸神を勸請して供養せらる。此法會には晝夜をわかつたす、多の薪をたきけるとかや。此時唐土人來て西金堂の庭にて舞かなてけるとかや。其後清和天皇貞觀六年の比より絶たりしか、同十年魔風吹起りて雷多く落空かき曇りければ、大衆驚全義まぢくにして、唯是擁護神の法會を怠りけるとがめに侍りなんと、満座一同して絶たるを記し、西金堂の法會を南大門に移らして能をそ勤らる、是薪能濫觴也。

傳云、三笠山に對して傘を指名有、春日山衆徒が傘をさすなら、我もかさを指ふよと云しと、春日に付て衆徒は至て權威有物也。南大門は芝能也。雨ふりても衆徒傘を指ぬ内はさす、衆徒傘を指時能も傘を指。今は人かと言は廣くて宜敷かるへき歟。實にも左有やよとは念を入れし。

川嶋何某云、東近江國大橋村と云在所の神変に、とちやうのすしを備る事吉例也歟。のすし

を備へねば、神輿あがらすと云。
此狂言作者玄惠法印。

三本桂

此狂言こと葉の通り、別に不審なし。
作者二代之内。

目近

此狂言詞之通り、別に不審なし。
おくまとは御供米なり。

こと葉に、

唐土日本の汐堺ちくらが沖と言か有、具脇に峰越の田と言が有。

公夏根源に云、御贖物六月一日より八日まで、下略。弘仁五年六月より御薬の事によりて、はしめて御贖物を奉る。大方は素盞鳥尊、千座置戸チクラガワヤト杖など言より起ぬる事也。神代卷に、諸の

神達、罪を素盞鳥尊に歸マゼて千座置戸を持って促セメ微イタり、下略。

なるべしに云、日本記の文もチクラ也、佛書の文もチクラ也、儒書に點付てよむもチクラ也。世の學者チクラが沖にたゞよひて、唐にもやまとも船の着ぬは、是をや生死の苦海に流浪すとは言。

岡田何某按に、本文を見ればチクラが沖と言所、誠に有共覺へす、昔の俗諺なるへし。狂言のチクラか沖も元より人をあさむく所に用ひたり。峰越の田と言もチクラの類か、猶尋べし。

此狂言作者二代之内。

磁石

此狂言の仕手人買なり。アト遠江國見附の宿の者と云。又後に唐土日本の汐堺に磁石山と言山が有る。其山に住む磁石の精成ると言て、太刀を呑ふと云。尤磁石は鐵を吸ふ物なるが、矢張前に言チクラ沖の類にて、人をまとわすの水破なるべし。シテ水破なれば又その上の水破也。善惡共に上には上の有との禁成へし。

見附宿。十六夜日記に、こよひはとをつあふみみつけの里といふ所にとまる。里あれて物お

そろし、かたはらに水の井あり。

名寄 誰か来てみつけの里と聞からに

いと、旅寢は空おそろしき 阿佛

八つ橋、三河國池鯉鮒より八町東の方、牛田村の松原に石標有、是より左りへ入事七町、爰に一堆の丘山有て、古松六七株其側に凹成地の形の芝生有、是昔の杜若有し所也。

あつまの方へ友とする人、ひとり二人いさなひていきけり。三河國八橋と言所にいたれりけるに、その川の邊りに杜若いとおもしろく咲りけるを見て、木陰におりゐて杜若と言五文字を句のかしらにすへて、旅の心を詠んとてよめる。

から衣きつゝなれにしましあれば

はる／＼きぬる旅をしそ思ふ 業ひら

八つ橋の事は、諸説色々、甚鋪は大坂の四つ橋の様成圖を二つ書たる説は論するに足らず。すべて八は大數の程にして、皆十に滿さる物の數に用る。然共いせ物語にいへる八橋は、按るに更に八の字の義理なし。八重霞も八雲も皆彌重なるへし。八重櫻八重齒皆彌重なるをもつてはかるべし。八つの中の字は助字にして、天津空時津風皆つの助字と同じ。又彌の字に八つと書法は併音とて、唐にも聖經賢傳に此併音を用ひたり。勿論澤邊の水の交錯たるによ

り、橋の先にも橋をかけ、彌つ橋かけ渡せし故、誰言となく彌つ橋と言しか。地の字と也いやのイ發語なれば、やつ橋と言なり。

熱田太神宮、尾張國牟婁市郡江崎松姫嶋千竈郷にあり。正殿大宮と稱。祭神五座、

- 第一 天照大神
- 第二 素盞鳥尊
- 第三 日本武尊
- 第四 宮簀媛命

第五 建稻種命

これを熱田明神と言。

クワツ活は、イキルと音あり。

たら／＼よ^{タラス}踏^{タラス}と云略言成へし。

此狂言作者二代之内。

雜覽

此狂言詞之通、別に不審なし。

もとより所もかゝりなれば柳櫻を追廻し、松はもとより常盤なれば楓にまかふと諷ふ。

夫鞠はシウラか頭をかたどる。八人の相手は法華八軸をかたとり、四本の掛りを加へて十二

因縁を表す。帝悪魔をたいらげ給ふ善事也と、古書に見へたり。
貞徳連珠に云、日本鞠の初め用明天皇御宇、大唐より渡ると式譜に見へたり。拾遺納言譜に
は、用明天皇御宇太子御徒然を慰んとて月卿雲客の造れりと。

著聞集に云、侍従大納言成道卿は蹴鞠の道に心ざし深く、古今の妙手にてそおはしましけ
る。或夜棚に置處の鞠前にまろひ落來りぬと思ふ程に、顔は人にて手足身は猿に似て、三四
歳の小兒程成者三人、手づから鞠のくよりめを抱きたる也。何者ぞととひ給ひければ、我は
鞠の性也、昔よりか程に鞠を好せ給ふ人いまたおはしまさず、申へき事有て参りたりとて、
眉に掛りたる髪をおし上たれば、壹人か額に春陽花、又壹人は夏安林、又壹人は秋園の字に
て皆金色也。君御鞠に好せ給ふ代は、國榮へ官増し命長く福あらん、御鞠の時は銘々か名を
召は、木傳に参りて宮仕つかまつり、御守と成参らせんと言程に、その形は見へす成ぬ。去
は鞠を受ることば、かの性か額の銘を呼と語り。天武天皇大寶元年蹴鞠の興始しと言。
鞠を受にはやくはと云ありと云をつと云。是鞠の性の額の銘也。尤故有事と云。
閑田耕筆に云、鞠場の植物宗匠家は、四本松なへては松柳櫻楓等皆二股の物を植。或は免許
に寄て二本松三本松の次第も有とかや。昔は是も法なかりし成へし。源氏に見ゆるも櫻の木
陰也。新古今集にも、雅經卿の言書に、最勝寺の櫻は鞠のかよりにて久敷成るよしを、其木

年ふりて風にたふれたる由聞傳りしかは、おのこともに仰てこと木をそのあとに移植させし
時、まかりて見侍ければ、餘多の年に暮にし春まで立馴けることなと思ひ出て詠侍ける。

馴くて見しは名残の春そとも

など白川の花の下かけ

又柳も鞠に詠合せたる事めつらしからず。又雑木を植る證も有。

此狂言作者二代之内。

音曲聲

此狂言こと葉の通り、別に不審なし。

作者二代之内。

二人袴

此狂言詞之通り、別に不審なし。

作者玄惠法印。

船渡聲

此狂言詞之通り、別に不審なし。
但、驚流にては矢橋の渡し守と言、流義にては何れの渡し守とも所不知。一体、若年の時は
聲を仕手に、老年なれば舅をシテに、此類を父母の仕手と言。
此狂言作者二代之内。

岡大夫

此狂言詞之通り、別に不審なし。

こと葉に、

延喜帝の御賞翫有て、太夫號を被下岡太夫と申、俗に蕨餅と申、則朗詠にも乗て居ますると云。

蕨へ太夫號を被下しは、武藏國忍か岡わらひと言歌に、

誰かために忍ふか岡の下蕨

けむりはたへてあらわれにけり

俊成卿

池凍東頭風度解

窓梅北面雪封寒

篤茂

氣霽風梳新柳髮

氷消浪洗舊苔鬚

都良香

紫塵嫩蕨人拳手

碧玉寒蘆錐脫囊

野相公

此後句ハ不言ト云共、對句成故記之。

雞既鳴忠臣待且

鶯未出遺賢在谷

賈島

此後句は不言ト云共、對句成故記之。

詞に、

且はかいぢやうとき粥の素菜に雞冠菜ばし參たかと云。

按に、朝は粥を食ふと云古事ありと云。然は朝快上齊歟、又は朝は粥上時歟。素菜は外に何
もなし。雞冠のり計りと言歟。雞冠菜は紀州の名産なり。

因て云、天武帝第三皇子大津皇子、天智天皇に愛せられ、長に及て才學有、又文筆を愛す。

日本詩賦の興は大津皇子より始ると云。
此狂言作者玄惠法印。

賽の目

此狂言詞の通り、別に不審なし。

推の事は吃りに記す。双六、梁武帝天監年中日本へ渡る。一二の目のみにもあらず、四三六五さへ有けり。雙六のさひ、賽一具とは貳つの事也。五百具とは賽の數一千の事也。

此狂言作者二代之内。

三人片輪

此狂言詞の通り、別に不審なし。

按に、名譽の是者とは、矢張賽の事也。双六の事成へし。

此狂言作者玄惠法印。

繩縛

此狂言こと葉の通り、別に不審なし。
作者二代之内。

但し此勝負も矢張雙六の類也。今言御法度の筋には有まし。

鐘

此狂言詞之通り、別に不審なし。

大つゝしゆかひすへ並べ、謠酒盛舞遊ふと云。

或人言、大筒とは鐵炮之事。酒具とて螺にて酒を呑と言。

弘安三、蒙古國より日本を責し時、持來る。其時日蓮上人甲斐國身延山に有て、旛曼陀羅を
書。是を先に押立、宇都宮高綱先陣にて向ふ。妙法の弘力に依て蒙古勢悉退治す。其時取落
したると云。然共其術をしらす。天文のころより始りしと云。

和泉圖繪に云、鐵鉤は、又鳥銃共言。天文年中南蠻の大船筑紫に來る。種か時嶋堯と云者、
蠻賈長牟良叔喜利志佗孟太の兩人に遇て、鐵炮の術を習ふ。其後堺の津橋屋又三郎と云

者、交易の爲種か嶋に滞留の時、鐵炮製受す。歸國の後多く作ると云。又一説には、永正年中異國より初て和泉國堺に渡す。其比相州小田原に玉龍坊と言山伏有、鐵炮を堺より求北條氏綱に獻す。氏綱の長男氏康鍛冶國康を呼て多作ると云。
按に、此狂言の作より鐵炮の始りしは後と考。惣て狂言に鐵炮と云事は、後の附辨ならぬか。

語りに、

いわ井の水の塵とりて、又祝ひの家の塵とりてとも云。

拾遺 松かけにいわ井の水を結びあけて

夏なき事と思ひけるかな 惠慶

いわ井の水の方宜敷敷。

或人言、大筒とは鎧の胴也。桶ヶ輪胴佛胴南蠻胴などの類胴を差て大筒と云と。

四皆とは、臂 軀 當を云と。

惣て鬼事に出くらあふアムと云。アム美人の阿成へき敷、唯強勢を言成へし。

此狂言作者二代之内。

第八つ纏

此狂言詞之通り、別に不審なし。

市の始りは、古へ三韓より獻る貢物を住吉明神へ奉る、此寶の市より市と言事始る、九月十三日住吉寶の市と云。

刑鞭蒲朽笠去空

諫鼓苔深鳥不驚 江相公

前句ハ不言共、對句ナル故記之。

仁德天皇の七年四月樓に登り四方を見給ひて、國治り民豊なるを觀覽有て御製、

高き屋に登りて見れば煙たつ

民のかまとは賑はひにけり

此歌古來より仁德天皇の御製にはあらざるよし云傳へり。延喜年中日本記竟宴の時、仁德天皇を題にして左大臣藤原時平公の詠給へる歌也。又時平公の御舍弟正二位藤原忠平卿の詠る歌共言り。此忠平卿は延喜式の撰者也。延喜六年閏十二月十七日、日本竟宴記云、

高き家に登りて見れば煙たつ

民のかまとは今そ富けり

藤原時平公共忠平卿共云。かやうに詠れしを新古今の撰者下の句を引直して、仁徳帝の御製とて入られたりと言傳へり。しかわあれと正しきものには見へ侍らす。漸契沖初て考へ出し、夫より加茂眞淵なども專此事を言り。

日本記に、仁徳帝の御歌數首あれ共、此哥見へす。又其比の風調と黑白にして、いかにも後世延喜帝時代より已來の風調ならん。依て御製にあらざる事明らけし。

シポロホ

アサ鍋

按に、淺き薄き鍋と言義成べし。

詞に、

棒をふると云。

遠江國煙巖山鳳來寺勝岳院寺記に云、毎年正月三日十四日に萬歳樂を諷ひ、獅子舞田樂修正

會の節棒を振、是青赤黒の三鬼の由縁有と云。

又九州薩摩國にて五月五日棒を振と云。川嶋何某云、近江國には往古より祭禮有、神莫には棒を振式あり、今も東近江苗村と云在所三十六年めに大神事あり。棒を振り一の先へ渡る、紺のひとへを着六尺計りの棒を振。此狂言の棒振ると同じことと云。

此狂言作は玄惠法印。

長光

此狂言詞の通り、別に不審なし。

立賣の市と言は、昔大内裏の時、四條通り東洞院を言。今も上立賣下立賣なとよ呼。

備前國住人長光の太刀をあらそふに依て、此狂言之名目にするか。

此狂言作者二代之内。

牛馬

此狂言詞の通り、別に不審なし。

化殖傳に云、牛馬を賣買する事、古より甚多し。牛馬の市を阻儉ソクケンと云。

攝州天王寺郷に牛市とて、毎歲諸國より牛を牽て博勞す。今石橋何某より牛博勞の劔符を出す。古昔の遺風也と云。

牛博勞。馬博勞。又馬口勞、備樂。

笠かけ。小笠懸、壽永三年五月十九日に始。遠笠掛は、建長四年二月十二日に始。委鋪は奥に認る。

駒競。競馬の事也、則走り馬の事也。

語に、

月氏國より韓土まで、駒こそ負て渡る也。天笠より唐土え佛經を負て渡りし也。

同、

周の穆王八駿の駒。穆王八駿の駒に乗り天笠に至り、四旬の術を授り給ふ。

同、

楚の項羽のほうこんすひ。タ羽の馬烏騮と云。猛烏騮とは項ヶキクロノムマと云成べし。

同、

安録山か鯨鯉なんぞは何も千里を颯る也。

玄宗皇帝安録山が謀叛に依て、西の方蜀の國へ出奔し給ふ。其時蜀に都を構へ是を南京と云と。鯨鯉は走る事早きの喩也と言。

同、

又管仲は旅に立、俄に大雪ふる里へかへらん道をわすれつゝ。

周の時、齊桓公北の方孤竹と云るを征しけるに、大雪ふり道を失ひ多の従兵歸る事を得ず。上郷に管夷吾字は仲、潁水の人、才發の臣にて、老たる馬を放て従ひ古郷の道に至ると。

同、

あめの望駒はしめとして。

天の班駒と神代ことをほめてあめと云。中臣稔に、天班駒をはなちて太神宮田を返させ給ふ儀也。則まだらの馬なり。

同、

光る源氏の大将も馬に稻かふ須磨の浦。

源氏須磨の巻に、葵上の兄三位中將須磨に來り給ひて、源氏の君の謫居を訪ひまいらせられしか、歸京の時、源氏の君驪駒を奉給ふと云。是等の事を言にや、猶尋へし。

同、

あかつき。

同、

南鐐。

平宗盛公の馬也。

同、

木下鹿毛。

伊豆守仲綱の馬なり。

同、

夜目無月毛。

三位中將重衡の馬也。

同、

鬼駢。

木曾義仲の馬なり。

同、

いけつき。

梶原源太景季の馬也。

語りに、

するすみ。

佐々木四郎高綱の馬也。

同、

太夫くろ。

九郎判官義經の馬也。義經五位上になられし時、此馬をも六位になして太夫黒と言と。尤黒くたくましき馬也と云。

同、

駒迎せしあふ坂の。

駒迎とは、昔毎歲八月十五日に、諸國の御牧の馬を天子へ貢奉るとて、逢坂の關迄來るを、左右の馬寮の官人逢坂山に迎て率奉る。是をあふ坂の駒迎と言と。牧とは天子諸國に仰て馬を飼しむ、夫を御牧と言。その國々は甲斐 穗坂、武藏 小野、信濃 望月、上野也。

公事根源に云、けふは勅使牧の馬奉る六十疋也。もとは八月十五日にて侍りしか共、朱雀院の御國忌に當るに依て十六日に成。天皇南殿に出御なりて御馬を御覽す。上卿御馬の解文國々より貢る。を奏す。事果て公卿以下次第に御馬を給る。馬のさし綱を取て御前に進て御馬の送狀也。

一拜す。取殘しの御馬を引分て、野使とて次將をもて、院、東宮など所々へ參る。下略。

同、

ひくや白馬の節會にも。

公事根源に云、白馬の節會を或は青馬の節會共申也。其故は馬は陽獸也。青は春の色也。是に依て正月七日に青馬を見れば、年中の邪氣をのそくと言本文侍也。仁明の御門、承和元年正月豐樂院におはしまして青馬を見給ふ。同六年正月には紫震殿にて御覽せらる。去は此馬の事禮記に春を東郊にむかへて、青馬七疋を用ると有。七は少陽の數、正月は少陽の月也。また十節記に、白馬を馬の姓の本とす。天に白龍有、地に白馬有。天の用は龍也、地の用は馬也、人の用は龜也と申本文の侍るにや。下略。

あふ坂の關の清水にかけ見へて

今や牽らん望月の駒 づらゆき

語りに、

牽牛織女と聞時は、七夕も牛を社寵愛し給ふ。

七月七日之夜、牽牛織女の二星會す。

荆楚歲時記に、牽牛は河鼓の星也。關梁を司る。織女は瓜果を司る。續齊諧記に、桂陽城の武丁初に織女河を渡り、牽牛に嫁を言。淮南子に、此夜烏鵲河に填て織女を渡すと有。河鼓織女は三星つゝ一座して、天漢をさし挾て相對すと云。

同、

僞山和尚と言し人、其身を牛になして社異類の法を見す。

清閑和尚云、僞山は唐の山也。此開祖を僞山和尚と云。後僞山の麓え牛に生れんと云、必牛に生れたりと云こと、ヘキガンにありと。是禪家りの悟なりと。僞山と見れば僞山也、牛と見れば牛なりと釋れたり。

同、

許由と言し賢人は、王になれとの勅を受。

堯の時許由と云賢人、世をそむき潁川の邊に隱る。堯位を讓んと召れければ、憂事を聞りて潁川に耳を洗ふ時、巢父と云者牛に水かわんとて來り、耳を洗ふを見て如何にと問、答て

帝堯我を以九州の王とせんと言、我其聲を不淨とす、依て耳を洗ふ。巢父嘗て云、楠の材木に宜敷も嶮峰に生れは、載へき車の路なし、可渡使なければ匠力不及。汝も深く隱れば去事は聞まし、其汚たる流の水かわく牛の口を汚へしと。牛を水上へ牽行たりと云。

語りに、

佛の造るぢうきうや。

榮華物語峰の月の卷に云、万壽二年五月日、此頃聞は逢坂のあなた關守と云所に、牛佛あらわれむひて萬の人々參り見奉る。年頃此寺に大成御堂を建、彌勒を作りすへ奉りけるに、えもいわぬ大木共唯此牛一つとしてはこひ上事をしけり。中略。寺の當りに住人此牛かりて明日つかはんとて置ける夜の夢に、我はかせう佛也、此寺に佛を作り堂を建させんとて、年比するにこそあれ、只人にはいかてつかふべき見へたりけり。下略。是等の事にや、猶尋べし。

法の花咲牛の子の桃林の、春も面白や。

唐土に、花山には馬を放、桃林に牛を繫と云。

風吹ニ枯木ニ晴天雨

月照平砂夏夜霜 白居易

うしの子にふまるな庭の蝸牛

ありとてもみをな頼みそ 菅大臣

此狂言作者二代之内。

會弟

此狂言詞の通り、別に不審なし。唯兄は弟を憐み、弟は兄を敬ふべしとの禁成る歟。

牛市の事は、前に記。

此狂言作者二代之内。

横座

此狂言詞之通り、別に不審なし。

なるべしに云、彼管を彼官と書はあやまり也、支配下の事を言也。家來の事にあらすと云。

語りに、

十番の相撲、十番の競にて有しよな。

按に、きはひは競馬の事なるべし。

同、

か程大事の御勝負に、御祈禱なくては叶ふましと。惟喬の御祈禱人は、柿の本の紀僧正。

柿本紀僧正眞齋、愛宕山高尾の峰に入て十二年行ける。嵯峨帝、召出され内供奉十禪師に補

せらる。源氏東屋の卷の詮に見へたり。

同、

惟仁の御祈禱人は、天台山のエリヤウ和尚也。

エリヤウ 腦を研は、二弟位に備る。

語りに、

大威徳明王の召れたる水牛が、比叡山響けと三聲迄吼。

五大尊とは、東西南北に中央の明王をさして五大尊と言歟。
 按に、此五大尊は畫像成べし。後に画にかく牛だにも、人の心を憐て日枝山響と三聲迄吼といへば、画像成べし。別に画にかく牛か吼ると言義にては有ましき歟。
 此狂言作者二代之内。

文相撲

此狂言詞之通り、別に不審なし。
 惣て大名狂言に、喰物の事を堪忍といふ。喰物乏程堪難事は有ましければ、堪忍と言歟。

詞に、

弓鞠庖丁碁雙六馬のふせ起し、間にヤット參たを致。

弓に鞠庖丁馬に仕附かた

算鷹盤に歌にものかけ

是十能を知る哥に云。ヤット參たは劍術の事歟。

公事根源に云、諸國の供御人を召集て、七月に相撲節として天子の御覽する事也。先七月十六

七日の間に召仰有。上卿勅を奉て左右の次將に、相撲有へき由を召仰らる。左右の近衛方をわけて、國々へ使を下して相撲を召。是を万葉集にもことり使と申也。廿六日に内取と言事有。主上仁壽殿に出御なり。左右の相撲人、犢鼻の上からきぬ袴を着て、一々に相撲とりて勝負有。廿八日召合有天皇南殿に出御なる。王卿參上す。大將相撲を取、十七番取て勝の方亂聲有。又廿九日に拔手とて、相撲を勝りて御覽せらるゝ也。神龜三年に初て諸國より召登せらるゝ。寛平七年には童相撲御覽ありき。すへて相撲の起りを申に、日本記に、垂仁天皇七年七月に當麻村に勇有、名を當麻蹶速と言、力強き事角をもさきつへし。天皇此由聞召て是につかふべき人を群臣に尋られしかは、出雲國に猛きおの子有、野見宿彌と申者侍る由を奏す。則是を召て相撲を御覽せらる。野見宿彌力や勝りけん、蹶速が腰を打くしきて、たち所にふみころし侍りき。是すまひのはしめならんかし。

詞に、

相撲の書た物を貰ふた、奥の違ひ棚に有取てこひ。

束篋子に云、違棚袋棚といへる物、今は替して民間にも設けたる家有。元來違棚は、月卿雲客の家に設け給ふ物也。客有て正堂に入來の時、客の冠を上棚に置。烏帽子は下の棚に置

るゝ爲に設けらるゝ物とかや。略。扱足利家京都に御所を立られしより、公武混し違棚袋棚を末々の武家迄設らるゝより、ついに替して民間に設る事は何事そや。袋棚の事用なければ略す。

相撲四十八手。

よつがひ まがいつき出し きぬかづき 飛ちがひ たし かもにいれくび 大わたし
しゆもくぞり 撞木反 ひさこまはし やくら 河津繫 ためだし うとむそじ こまた さか
手なげ 腕捻 かいなひねり うちむそじ うわ手すかし したてやくら やがら のぼりが
け こしくじき つきやくら 手編 たくり 鳴 しきの羽かへし 溜 そくびなけ みところつめ
もち出し なけ そとがけ こつまとり しきこまた はりまなげ ひむまわし くじ
きたをし てうながけ とあし けかへし つゝきけかへし ぎやく投 すくひ投 う
ちかけ 葉 かたすかし 葉 むかうづき 葉 かけなげ 葉 おひなけ 葉 あおりかけ 葉 そくびおとし

右エノ烏帽子
横鼻ノ上エ袴
ヲキタル圖



古ハ相撲ヲ以武藝ノ其一トス。故ニ禁中ニ於テ毎年相撲ノ節會アリ。武士各相撲ヲ練習ス。
歩戦組打ノ爲也。相撲四十八手、葉室大納言時長卿ノ源平盛衰記衣笠合戦ノ條ニ、武藏國綴喜黨ノ大將ニ太郎五郎トテ、兄弟二人相撲ノ上手、四十八手ニクラカラスト見ヘタリ。又虎關和尚ノ異制

訓ニ、相撲四十八手之取手有。所謂入相撲懸相撲陽相撲内絡外絡等也ト見エタリ。手ノ名古今變改アル歟、四十八手ハ古ヨリ有シ事也。

こと葉に、
ほうて。

今も晴天十日、相撲左右手に叶と云。

同、

きやつは定業があをつと見へた、心さしがふひんな。

按に、アヲツ危盡歟。アヤウクツクルの略言成歟、尋べし。
此狂言作者二代之内。

鼻取相撲

此狂言詞の通り、別に不審なし。前の狂言に同し。
鼻を取と言に依て、鼻の用心する也。